

令和6年度第1回一関市環境審議会

日時 令和6年10月8日(火)

午前10時～午前11時30分

場所 一関市役所 会議室棟 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

「令和6年度版環境報告書(令和5年度実績)」の素案について

4 その他

5 閉 会

一関市環境審議会委員名簿

令和4年12月23日から令和6年12月22日まで

(敬称略)

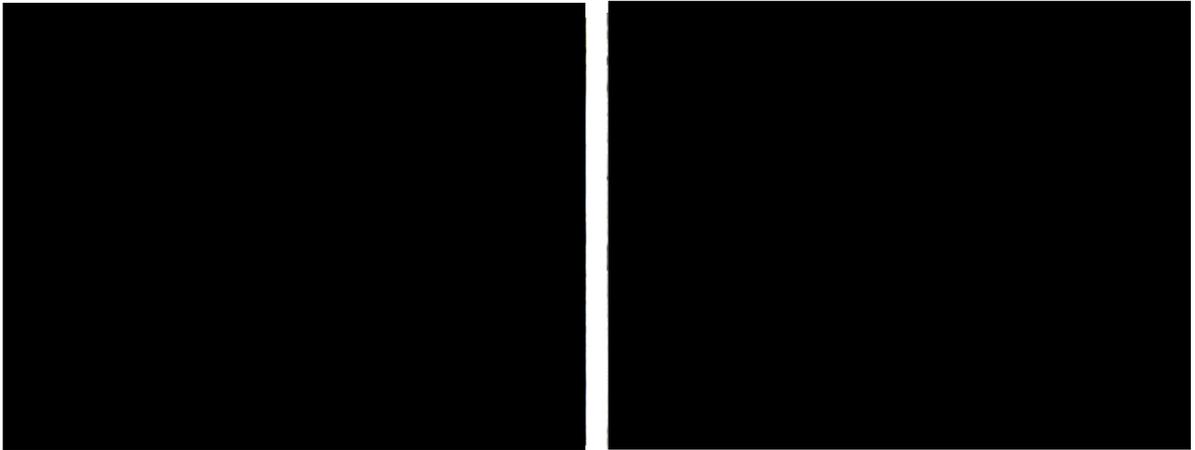
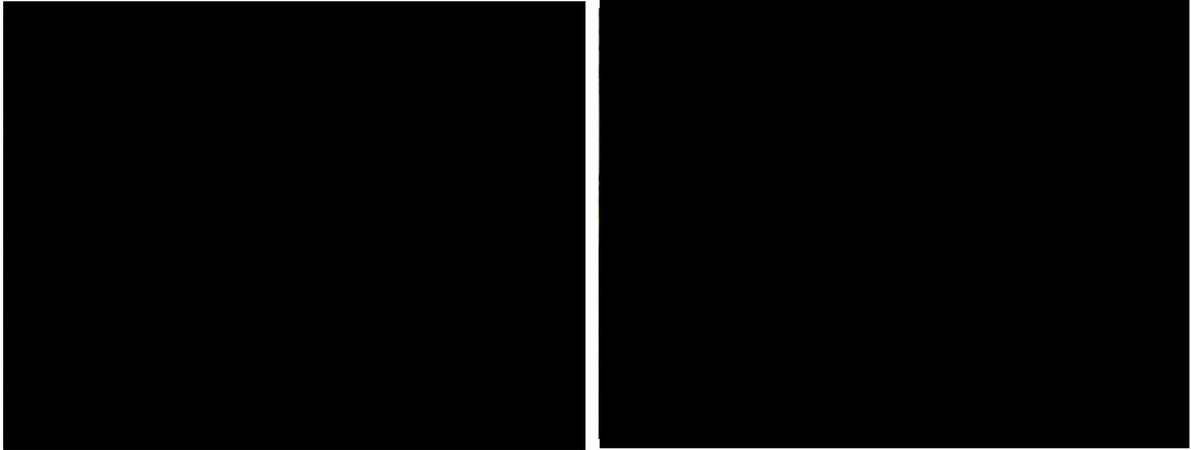
	氏名	ふりがな	備考
1	佐藤 和久	さとう かずひさ	
2	千田 典文	ちだ のりふみ	
3	岩館 幸司	いわだて こうじ	代理
4	遠藤 章	えんどう あきら	代理
5	千葉 理恵	ちば りえ	欠席
6	千葉 平	ちば たいら	欠席
7	佐藤 美樹	さとう みき	
8	吉田 恵子	よしだ けいこ	
9	前田 眞	まえだ まこと	
10	北條 喜久男	ほうじょう きくお	欠席
11	橋本 温子	はしもと あつこ	欠席
12	及川 良	おいかわ りょう	欠席
13	沼倉 恵子	ぬまくら けいこ	欠席

(案)

令和6年10月8日(火)
令和6年度第1回環境審議会 資料

令和6年度版
環境報告書

—令和5年度実績—



—関市

— 目 次 —

はじめに

一関市環境基本計画	1
基本方針1 地球温暖化対策の推進	2
1 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取組	
2 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況	
3 公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況	
4 一関市地球温暖化対策地域協議会の活動	
5 一関市役所地球温暖化対策実行計画	
6 一関市地球温暖化対策地域推進計画	
基本方針2 水と緑豊かな自然環境との共生	17
1 水質の状況 / 2 大気の状態 / 3 騒音の状況	
4 振動の状況 / 5 環境保全協定（公害防止協定）	
6 環境に関する苦情の状況 / 7 放射線の状況	
8 森林整備の状況	
基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり	31
1 廃棄物の収集・処理の状況 / 2 有価物集団回収の状況	
3 生ごみ減量機器購入補助の状況	
4 食品ロス削減に向けた取組	
5 使用済小型家電回収・古着回収の状況	
6 ごみ問題対策巡視員の取組 / 7 不法投棄の状況	
8 ポイ捨て防止条例	
基本方針4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり	34
1 景観形成に関する取組 / 2 公園緑地の整備状況	
3 空家対策の状況	
基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり	35
1 環境教育事業 / 2 小中学校での環境に関する取組	
3 花いっぱい運動 / 4 公衆衛生組合連合会の取組	
5 アドプト（養子縁組）協定の締結	
「環境基本計画」指標の達成状況	37
資料	39
1 森林愛護団体の取組	
2 市・民間団体などが実施した環境関連事業	
3 小中学校での環境に関する取組	
4 一関市環境基本条例	
5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例	

はじめに

調整中

一関市長 佐藤 善仁

一関市環境基本計画について

「一関市環境基本計画」は、一関市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定しているものです。

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間です。

「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」を目標に掲げ、その実現のため5つの基本方針を以下のように定めています。

基本方針ごとに、施策の方向性を示す基本施策を設け、基本方針を横断する3つの重点プロジェクトを立ち上げています。



市は、計画の推進にあたって、環境保全団体等の育成支援に努めるなど、市民や事業者等が環境保全活動へ積極的に取り組めるような環境整備に努めます。

また、関係者が相互に連携するためには、情報共有と相互協力が必要です。それぞれが情報公開に努め、交流の機会が持てるよう、環境教育や意識啓発イベント等に重点を置いた取組を推進します。

環境報告書の対象範囲は、「一関市環境基本計画」に基づき、下記のとおりとします。

環境の要素	具体例
地球環境	地球温暖化、エネルギー
自然環境	森林、生態系、生息空間
都市・農村環境	公園緑地、景観、環境保全型農業、住環境、里山
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護
大気	大気質、悪臭
音・振動	騒音、振動
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

1 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取組

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、太陽光などの自然エネルギーとともに、市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源として有効活用していく必要があります。

また、地球温暖化防止のためには、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができる新エネルギーの活用や、家庭・業務・運輸・産業の各部門及び廃棄物分野における省エネルギーの推進が必要です。

令和3年3月に「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン（令和3～7年度）」を策定し、取組方針を示すとともに、取組方針に応じた具体的取組（アクションプラン）を一覧としてまとめました。

令和5年3月、温対法第21条に基づき「一関市地球温暖化対策地域推進計画（令和5～12年度）」を策定しました。市の二酸化炭素排出量を、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減、さらに51%削減の高みを目指します。本計画では、目標達成に向けて取り組む施策を体系的にまとめています。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、これらの取組を推進しています。

参考 「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」の方向性

『いかす つくる つなぐ 資源。エネルギー好循環のまち いちのせき』

いかす 新エネルギーのさらなる活用とともに、地域で発生する廃棄物やバイオマスなどの、再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。

- ①市民、事業者、行政が連携し、新たなエネルギー資源の掘り起こしに努めます。
- ②木質・畜産バイオマスの活用を促進します。
- ③廃棄物の再資源化・減量化に努めながら、地域の新たなエネルギー資源として活用します。

つくる 地域資源から、効果的にエネルギーを創出します。

- ①市民、事業者、行政が連携し、地域の特性を活かしたエネルギーの創出に努めます。
- ②エネルギーの創出に当たっては、環境に配慮しながら進めます。
- ③低コストで効率的なエネルギーの創出に努めます。

つなぐ 創出されたエネルギーを地域内で有効活用し、豊かな環境を次世代に引き継ぎます。

- ①公共施設などへ地域資源エネルギーの導入を推進します。
- ②地域資源エネルギーを活用した施設を整備し、地域の賑わいづくりにつなげます。
- ③エネルギーの地域内循環の取組を推進し、エネルギー自給率を高め、災害に強いまちを目指します。
- ④バイオマス産業都市構想に基づく取組を推進し、産業の振興と雇用の創出につなげます。
- ⑤環境教育の充実を図り、人材の育成に努めます。

参考 「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の目指すべき将来像

『地域のチカラを生かしてつくるカーボンニュートルなまち いちのせき』

将来イメージ

- 市民一人ひとりが環境に配慮した行動を自然に選択しています。
- 一関市の豊かな自然環境からクリーンなエネルギーがつくられ、皆で享受しています。
- エネルギーの使用量が少ない建物や住宅で、夏は涼しく、冬は暖かく、健康に暮らしています。
- 公共交通、エコカー、自転車と排ガスを出さない便利な交通手段が増えて、まちの空気がきれいになり、子どもから高齢者まで安心して移動できます。
- 市内で生産した農産物等を市内で消費することで、流通で使用されるエネルギーを削減するとともに、旬の美味しい食材を食べることにより季節を楽しんでいます。
- 市内の森林は、資源として流通するとともに、災害が起こらないよう健全な管理が維持されています。
- 自然災害などの非常時でも、市内の再生可能エネルギーから必要なエネルギーが供給されます。

CO₂排出量削減目標

- 令和12(2030)年度 「平成25(2013)年度比△46%、さらに全部門・分野での達成となる△51%の高みを目指す」
- 令和32(2050)年度 「CO₂排出量実質ゼロを目指す」

再生可能エネルギーの導入目標

- 令和12(2030)年度 設備容量2.7kW(CO₂削減量3万t-CO₂)
- 令和32(2050)年度 設備容量6.5kW(CO₂削減量10万t-CO₂)

2 住宅用新エネルギー設備導入促進補助金

住宅用の太陽光発電設備導入に対する補助事業を平成22（2010）年度から実施しています。平成29（2017）年度に太陽熱および地中熱利用設備、令和3（2021）年度に蓄電設備を補助対象に追加しました。

▶直近3年の交付実績

資料 生活環境課

年度	太陽光発電設備			蓄電設備		
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)
R3 2021	41	4,009	8.5	30	3,000	7.6
R4 2022	51	4,974	8.0	44	4,400	8.5
R5 2023	39	3,819	8.6	36	3,566	9.2

各設備導入に対する補助額

太陽光発電設備 2万円/kW（上限10万円） 蓄電設備 2万円/kWh（10万円）

太陽熱利用設備 強制循環型（5万円）・自然循環型（3万円）

地中熱利用設備 ヒートポンプシステム（30万円）・その他（10万円）

地中熱利用設備は申請実績なし

太陽熱利用設備はH29年度2件、R元年度1件交付実績あり

3 公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

市では、公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進しており、導入状況は以下のとおりです。

1) 太陽光発電設備

年度	設置施設	出力 (kW)	蓄電池容量 (kWh)
H13 2001	大東中学校	10.0	—
H16 2004	萩荘小学校	5.5	—
H17 2005	花泉中学校	10.0	—
H22 2010	南小学校	19.5	—
	涌津小学校	19.5	—
	萩荘中学校	19.5	—
H23 2011	川崎中学校	5.0	—
H24 2012	大東小学校	10.0	—
	曾慶保育園	5.0	—
	一関北消防署	10.0	—
H25 2013	千厩中学校	20.0	15.0
	東山中学校	20.1	—
	花泉図書館	10.0	—
	一関図書館	120.0	14.7
	一関あおば保育園	5.0	—

年度	設置施設	出力 (kW)	蓄電池容量 (kWh)	
H26 2014	山目小学校	20.0	—	費 岩 補 手 助 県 金 公 に 共 よ 施 り 設 導 再 入 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 等 導 入 事 業
	磐井中学校	15.0	—	
	一関北消防署東山分署	5.0	—	
	一関保健センター	20.0	22.0	
	山目市民センター	5.0	4.4	
	永井市民センター	5.4	5.0	
	千厩市民センター	5.0	4.4	
	猿沢診療所	10.5	8.8	
大東支所	10.0	11.00		
H27 2015	川崎支所	20.0	15	
	奥玉ふるさとセンター	5.1	5.0	
	室根診療所	10.2	9.6	
	東山保健センター	5.1	5.0	
	藤沢市民センター	5.1	5.0	
	サン・アビリティーズ一関	5.0	5.0	
	涌津市民センター	5.0	5.0	
	大東コミュニティセンター	5.0	5.0	
	東山総合体育館	5.0	5.0	
	室根ふるさとセンター	5.0	5.0	
一関南消防署藤沢分署	5.0	—		
H29 2017	千厩小学校	20.0	—	
	道の駅むろね	4.9	—	
H31/R元 2019	東山小学校	10.0	—	
R 4 2022	室根小学校	20.0	—	
R 5 2023	花泉小学校	20.0	—	

資料 生活環境課 都市整備課

2) 地中熱利用設備

年度	設置施設	設備内容
H25 2013	花泉図書館	地下100mまでチューブを埋設。管内の液体を地下水と熱交換し館内の冷暖房に使用。(10kW×8基)
H26 2014	一関図書館	地下1.5mにチューブを埋設し、熱交換した空気を館内に送風。

資料 生活環境課

3) 木質バイオマス利用設備

年度	設置施設	設備内容
H17 2005	興田小学校	木質ペレットボイラー581kW
H29 2017	千厩小学校	チップボイラー200kW+灯油ボイラー233 kW
H31/R元 2019	東山小学校	
R 4 2022	室根小学校	
R 5 2023	花泉小学校	

資料 林政推進課

4) 電気自動車・充電設備

年度	設置施設	電気自動車		電気自動車	
		台数	kWh	台数	種類
H29 2017	道の駅むろね H30.4月開設	—	—	1	急速50kW

資料 生活環境課

5) LED灯交換

(1) 防犯灯

資料 生活環境課

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
灯数	547	—	240	—	808	844	873	902	769	717
	R 2	R 3	R 4	R 5						
	2020	2021	2022	2023						
	544	66	23	12						

(2) 街路灯・外灯・公園等施設外

年度	設置施設	灯数	特記事項
H21 2009	本庁舎外灯	4	太陽光発電付外灯
	巖美公園公園灯	3	—
	大原小学校外灯設置	1	ハイブリッドソーラー外灯（太陽光発電+風力発電）
		2	—
	道の駅かわさき	—	ハイブリッドソーラー外灯（太陽光発電+風力発電）
H23 2011	仮設住宅外灯設置	10	—
	街路灯改修	11	—
	一関駅西口北駐車場照明灯設置	2	太陽光発電
H24 2012	庁舎敷地内ほか	20	ハイブリッドソーラーLED外灯
	桜の小道整備事業	3	ソーラー外灯
H25 2013	釣山公園駐車場	4	ソーラー外灯
	千厩支所庁舎外部照明灯	—	—
H26 2014	市管理公園	15	—
	磐井中学校	15	進入路等LED防犯灯新規設置
H27 2015	矢ノ目沢公園ほか8公園	—	—

(3) 施設内

LED化した施設を完了年度に掲載しています。記載のない施設も順次LED化しており、施設全体が完了次第掲載します。

年度	設置施設
H23 2011	東山支所
H24 2012	花泉総合福祉センター、千厩支所
H25 2013	花泉支所、大東支所潤い活力プラザ
H26 2014	なのはなプラザ、金沢小学校
H28 2016	石と賢治のミュージアム
H29 2017	渋民市民センター
H30 2018	関が丘市民センター
R 2 2020	滝沢市民センター、老松市民センター
R 3 2021	本庁舎（会議室棟・現業棟・現業棟附属棟・車庫を含む）、一関運動公園野球場、東口体育館、室根体育館、藤沢体育館
R 4 2022	真滝幼稚園、一関武道館、一関運動公園テニスコート、花泉体育館、大東体育館、東山農村勤労福祉センター、川崎体育センター、川崎運動広場、川崎テニスコート
R 5 2023	東台野球場、一関市産業教養文化体育施設、花泉運動公園野球場、花泉運動公園テニスコート、大東勤労者体育センター、千厩野球場、清田テニスコート、大東中学校（増築校舎）、赤荻幼稚園、北上川交流センター

▶参考 順次LED化している施設（一部抜粋）

施工最新年度	設置施設	施工場所
H29 2017	真柴市民センター	事務室、研修室
	弥栄市民センター平沢分館	研修室2
	小梨市民センター	
H30 2018	萩荘市民センター	ホール
H31/R元 2019	山目市民センター	体育館
	大東開発センター（興田市民センター）	事務室
R2 2020	花泉市民センター	R2：講座室、調理室、トイレ、玄関ホール、児童室、印刷室 R3：事務室、会議室、廊下、湯沸室、休憩室
R3 2021	金沢市民センター	R2：事務室、玄関ホール、会議室、炊事室、倉庫 R3：講座室、調理室、廊下、ダイニングルームほか

施工最新年度	設置施設	施工場所
R3 2021	涌津市民センター	R2：会議室、当課、講座室、トイレ R3：事務室、調理室、図書室・児童室、玄関ホール、倉庫、湯沸室、休憩室
	永井市民センター	R3：体育館
	蝦島コミュニティセンター	和室
	千厩維新館 (奥玉市民センター)	R元：ロビー（一部） R3：控室（一部） 不明：トイレ（一部）
R4 2022	巖美市民センター達古袋分館	H27：小会議室①②、多目的ホール R4：調理室体育館
	千厩こがね館会	研修室
	千厩市民センター	H28：2階小会議室、中会議室 H29：風除室ほか R4：大会議室 不明：事務室、役員室、調理室、印刷室、かるがも教室、2階給湯室
	奥玉ふるさとセンター (奥玉市民センター)	H28：2階廊下 H30：創作室、共同調理室、保健相談室、集会室兼娯楽室、図書室兼視聴覚室、器材庫準備室 R元：休憩室、談話コーナー・ホール（一部）、集会室（日本間） R4：事務室、1階・2階トイレ、1階・2階湯沸室、1階廊下 不明：日本間前廊下、1階手洗い場
	大原市民センター	講座室 R6 予定：中会議室
	日形市民センター	体育館
	油島市民センター	R2：講座室、講義室、児童室、調理室、会議室、事務室、休憩室、廊下、洗面所、湯沸室 R4：湯沸室流し、裏口外灯、駐車場外灯
亥年コミュニティセンター	—	
R5 2023	一関学習交流館	事務室、研修室、多目的ホール
	大東コミュニティセンター (摺沢市民センター)	ホール内の水銀灯の一部、誘導灯（10か所）
	小梨市民センター	H29：事務室、小会議室、多目的ホール R5：更新あり
—	舞川市民センター	事務室、会議室、ボランティア室

6) 省エネルギー設備

年度	設置施設	設備内容
H21 2009	本庁舎	エレベーター改修 インバータ制御化
		省エネ蛍光管交換
		1階北側窓 樹脂サッシ設置
H23 2011		省エネ蛍光管交換
		変電設備 高圧変電トランスを省エネ型に交換
		地下室冷却ポンプ等を高効率モーターに交換
H24 2012		非常用発電設備 放水式からラジエーター方式に交換
		温水ポンプ 高効率モーターに交換
H25 2013		議場空気調和設備 省エネ型設備に交換
	高架水槽用揚水ポンプ 高効率モーターに更新	
H26 2014	西部・花泉学校給食センター、小梨公民館	空気調和設備 省エネ型空調設備に更新
H27 2015	真湯温泉センターコテージ	暖房機交換 省エネ型設備に交換
H28 2016	一関市総合体育館	トップランナーモータを搭載した自動給水ユニットに更新
H29 2017	一関文化センター	エレベーター改修 インバータ制御化

▶ 受変電設備改修 変圧器更新（トップランナー型）

年度	設置施設
H25 2013	千厩支所
H28 2016	花泉総合福祉センター
H29 2017	渋民市民センター、小学校（一関・中里・巖美・川崎）
H30 2018	花泉支所
H31/R元 2019	大東支所、大東バレーボール記念館、東山保健センター、室根支所、小学校（一関・中里・巖美・川崎除く）、中学校（花泉を除く）
R 4 2022	花泉中学校
R 5 2023	大東中学校、室根こども園、室根診療所

資料 生活環境課、都市整備課、財政課

4 一関地球温暖化対策地域協議会（IEL）の活動

「健全で恵み豊かな地球環境の保全と創造」を基本理念に、住民・事業者・行政が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的として、平成19年3月に設立しました。

▶ 令和5年度活動実績

開催日	活動内容
令和5年6月1日	広報eco第34号発行 内容：秋サケの漁獲量急減、一体何が起きているのでしょうか？ ほか
令和5年6月3日	環境セミナー「私たちの生活がもたらす生物多様性異変と気候変動」開催 講師：国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長 五箇 公一 氏 参加者：84名
令和5年8月27日	市民フェスタへの出展 来場者：28名 展示内容：環境セミナーの動画上映、温暖化の影響・温暖化対策・家電の買い替えや次世代自動車についてのパネル展示、手回し発電機体験
令和5年10月22日	太陽光発電セミナー 参加者：40名 講演1「太陽光発電の現在と未来」 講師：スマート環境デザイン株式会社 代表取締役 菅原 正敬氏 講演2「電気代ほぼ0（ゼロ）円生活」 講師：合同会社 静岡市民共同発電所 代表社員 伊藤 博文氏
令和5年10月26日	花巻北高等学校2年生2名から取材 内容：地球温暖化に対する当協議会の取組みについての取材対応
令和5年10月26日	地球温暖化を主とする環境教育授業 対象者：萩荘中学校3年生69名 講師：一関高専 佐藤和久教授（当協議会 運営委員）
令和5年11月1日	広報eco第35号発行 内容：どんな冬になるのかなあ？ ほか
令和6年2月1日	岩手県地球温暖化防止活動推進センター主催 地域協議会情報・意見交換会 参加者：当協議会から会長ほか4名Zoom参加

資料 生活環境課

環境セミナー聴講の様子



5 一関市役所地球温暖化対策実行計画

市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」「一関市環境基本条例」「環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策の取組を積極的に推進するため、温室効果ガスを令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減することなどを目標とする「一関市役所地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

また、令和5（2023）年3月には「一関市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減すること基本に見直し、市役所全体の削減目標値を47%としました。

令和5年度の温室効果ガス排出は、前年度と比較すると3.4%減少しました。

減少の理由ですが、電気使用量が減少しており、さらに電気の二酸化炭素排出係数が減少したことが大きな要因です。

部門別の温室効果ガスの排出状況では、学校、消防、水道部門で減少しました。

1) 一関市職員エコアクション

- エコアクション1 省エネルギーに努めます
- エコアクション2 公用車の適正利用に努めます
- エコアクション3 省資源、リサイクルを推進します
- エコアクション4 公共施設の整備、維持管理にあたっては、環境に配慮します
- エコアクション5 職員の意識を高め、環境配慮行動を促進します
- エコアクション6 その他事務・事業（グリーン購入の推進、公共工事関連対策、市民・事業者との連携の3項目）に関する取組を行います

2) 一関市役所の二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、燃料等の使用量に、地球温暖化対策推進法施行令第3条及び別表第一に定める温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数を乗じて算出しています。

<参考> 令和5年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数

出典「地方公共団体実行計画（事務事業編） 策定・実施マニュアル（算定手法編） 令和6年4月
環境省 大臣官房 地域脱炭素性格調整担当参事官室」

なお、電気については電気の供給者が設定する排出係数を用いることとしており、電力契約をしている東北電力株式会社の数値を適用している。

算定項目	種別/単位		単位発熱量 (MJ/単位)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	排出係数 = 単位発熱量 × 炭素排出係数 × 44/12		前年度 排出係数
					排出係数	単位	
庁舎・施設からの 二酸化炭素排出量	灯油	L	36.7	0.0185	2.49	kg-CO ₂ /L	2.49
	重油	L	39.1	0.0189	2.71	kg-CO ₂ /L	2.71
	LPG	m ³	50.8	0.0161	3.00	kg-CO ₂ /m ³	3.00
	都市ガス	Nm ³	44.8	0.0136	2.23	kg-CO ₂ /Nm ³	2.23
	電気	kWh	—	—	0.477	kg-CO ₂ /kWh	0.496
公用車利用による 二酸化炭素排出量	ガソリン	L	34.6	0.0183	2.32	kg-CO ₂ /L	2.32
	軽油	L	37.7	0.0187	2.58	kg-CO ₂ /L	2.58

電力を除き小数点第3位以下を四捨五入

(1) 温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量の推移

単位:t-CO2

種類 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
二酸化炭素 CO2	29,418	29,089	28,832	29,106	28,150	27,752	27,335	26,823	25,557	25,841	24,966
メタン CH4	9	9	10	9	9	11	10	10	10	9	2
一酸化二窒素 N2O	38	41	44	57	52	50	48	44	44	41	41
ハイドロフルオロカーボン HFC	7	9	8	9	9	10	10	10	10	8	6
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,900	25,015

(2) [内訳] 部門別 温室効果ガス排出量の推移

単位:t-CO2

施設 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
オフィス	2,657	2,553	2,392	2,460	2,503	2,324	2,237	2,267	2,099	2,109	2,463
市民利用施設	11,051	10,947	11,318	11,159	10,784	10,922	10,763	9,753	9,820	9,703	9,745
学校	6,485	6,687	6,291	6,671	6,600	6,128	6,051	6,267	5,899	5,680	4,745
消防	883	699	840	853	879	752	708	640	862	838	636
水道	7,242	7,095	6,915	6,904	6,437	6,753	6,704	6,937	6,076	6,684	6,540
下水道	1,154	1,167	1,138	1,134	1,017	944	940	1,023	865	886	886
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,900	25,015

(3) [内訳] 事業別 温室効果ガス排出量の推移

単位:t-CO2

使用燃料等 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
施設使用燃料等	27,884	27,468	26,905	26,948	26,039	25,564	25,261	24,899	23,706	24,094	22,928
内 電気	22,777	22,529	21,635	21,958	21,071	20,930	20,522	20,400	18,978	19,934	18,673
内 訳 その他の燃料等	5,107	4,939	5,270	4,990	4,968	4,634	4,739	4,499	4,728	4,160	4,255
公用車	1,276	1,389	1,696	1,833	1,773	1,846	1,736	1,613	1,535	1,406	1,721
廃プラスチックの焼却	83	75	67	186	200	192	186	183	177	180	170
水道	229	216	226	214	208	221	220	193	204	220	196
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,888	25,622	25,900	25,015

(4) 燃料等使用量

事業 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
施設等	灯油 KL	981	964	1,045	960	962	887	867	850	893	783	737
	重油 KL	833	779	822	786	796	725	808	726	765	673	663
	LPG m ³	59,439	57,237	60,671	66,342	55,411	64,969	50,361	43,693	45,136	40,789	37,696
	都市ガス Nm ³	33,727	49,388	46,990	46,060	47,390	44,433	48,398	52,909	55,980	50,907	73,271
	電気 kWh	38,932,297	38,490,690	39,113,399	40,100,573	40,691,482	40,062,215	39,736,519	39,676,793	40,297,797	40,633,242	39,146,542
公用車	ガソリン KL	197	253	243	270	226	227	224	205	207	212	225
	軽油 KL	310	305	441	466	473	500	461	429	398	349	446
廃プラスチックの焼却	t	29.7	27.0	23.8	66.7	71.5	68.8	66.7	65.5	63.4	64.6	60.8
水道	m ³	305,272	293,972	317,066	301,799	314,062	316,069	313,966	269,478	320,016	306,911	285,701

3) 今後の取組

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(平成20年5月改正)」(以下、改正省エネ法)により、市長部局(水道事業含む)と教育委員会が特定事業者として指定を受け、年度平均1%以上の低減が努力義務となっています。

今後もエコアクションの推進を継続するとともに、改正省エネ法への対応と合わせて各部署及び公共施設における省エネルギー化を推進し、燃料及び電気の使用量を削減します。更に、公共施設等への太陽光発電設備導入等の取組により再生可能エネルギーの活用を図り、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

6 一関市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3～5項に基づく「地域公共団体実行計画（区域施策編）」であり、気候変動適応法第12条に基づく「気候変動適応計画」も内包します。

計画期間は令和5年（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間です。

環境報告書では、「第5章目標達成に向けた取組」の実施状況等を報告します。

1) 再生可能エネルギーの導入促進

1.1 太陽エネルギーの導入

(1) 太陽光発電設備の設置

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、市内に自家消費型の下記の設備を設置する個人および市内中小企業等に、経費の一部を補助します。

この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付（重点対策加速化事業）」の選定を付け、令和5～9年度の5年間実施するものです。

なお、自家消費型とは、資源エネルギー庁が行っている固定価格買取制度（FIT・FIP）を利用せず、太陽光発電設備等設置の建物等で消費することを指します。

固定価格買取制度を利用する補助金は、本報告書「2 住宅用新エネルギー設備導入促進補助金」を参照ください。

資料 生活環境課

年度	太陽光発電設備			蓄電設備		
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)
R5 2023	5	1,937	8.6	2	715	10.0

各設備導入に対する補助額

太陽光発電設備	個人	7万円/kWまたは補助対象事業の実経費の少ない額（上限56万円）
	企業	5万円/kWまたは補助対象事業の実経費の少ない額（上限100万円）
蓄電設備	個人	実経費の3分の1（上限41万3千円）
	企業	実経費の3分の1（上限126万6千円）
車載型蓄電池（EV・EHV） 充放電設備（V2H）		上限はクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の銘柄による 実経費の2分の1（上限定めない）

令和5年度は、車載型蓄電池、充放電設備の申請はありませんでした。

(2) 蓄電池の導入 および (5) 太陽熱利用設備の導入

本報告書「2 住宅用新エネルギー設備導入促進補助金」参照

(3) および (4) 太陽光発電設備の設置（空き地利用）（その他）

令和5年度現在、計画はありません。

1.2 木質バイオマスの導入

(1) 利用促進

① 薪ストーブ設置費補助金

市民による地域に根差した木質バイオマスの利用促進を図るため、平成29（2017）年度から薪ストーブの購入設置費用に対し補助している。

なお、公共施設への設置については、本報告書「3 公共施設における再エネ設置の導入 木質バイオマス利用設備」参照。

▶直近3年の交付実績

年度	R 3	R 4	R 5
	2021	2022	2023
件数	20	26	26
補助額（千円）	1,713	2,499	2,569

資料 林政推進課

② 木材利用促進事業費補助金

市産木材の需要創出のため、住宅等の新築、増改築工事に市産木材を利用した市内施工業者に対し、令和3（2021）年度から補助している。

▶直近3年の交付実績

年度	R 3	R 4	R 5
	2021	2022	2023
件数	12	14	8
補助額（千円）	4,350	4,900	2,275

資料 林政推進課

(2) 間雑材や未利用材の活用

林野庁が「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により平成25（2013）年度から支援しており、事業実施主体である「いわて里山再生地域協議会」が事務を行っています。

一関市内では「一関里山をつくる会」「有限会社工藤管理サービス」「みちのくあじさい園」がこの補助金を活用し、活動しています。

出典：いわて里山再生地域協議会HP <https://iwatesatoyama.jimdoweb.com/>

1.3 その他再エネの導入

(1) 廃棄物処理施設から発生するエネルギーの利用

令和5年度に一関地区広域行政組合 一関清掃センターで実施

(2) 地中熱利用設備

本報告書「2 住宅用新エネルギー設備導入促進補助金」参照

2) 省エネルギー推進

2.1 省エネルギーの建物・設備の導入

(1) 建物へのZEB推進

令和5年度現在、公共施設の改修予定がないため計画はありません。

(2) 住宅へのZEH推進

令和5年度現在、補助金などの計画はありません。

(3) 住宅の機能向上などに対する支援

市民の生活の基盤となる住宅環境の向上および新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、自らが所有し、かつ、居住する住宅のリフォームに要する費用に対し、令和3（2021）年度から経費の一部を補助しています。

資料 都市整備課

年度	補助額 千円	交付件数	(内訳) 世帯			
			子育て	高齢者	多世代同居	加算対象外
R 3 2021	28,334	183	17	145	0	21
R 4 2022	33,800	207	21	160	0	26
R 5 2023	35,345	215	13	170	2	30

補助額は補助対象経費の1/10（最大10万円）

下記に示す世帯については、基本額と同額を加算。

- ①子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）
- ②高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯）
- ③多世代同居世帯（同居により世代数が1以上増加する世帯）

リフォーム工事を行う者は、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人（個人事業主等）とし、地域内での経済活動を促進。

(4) LED照明器具の導入

本報告書「3 公共施設における再エネ設備の導入 5) LED灯交換」参照

(5) 省エネ診断の支援

岩手県が行っている「事業者向け省エネルギー対策推進事業」を紹介し市内の省エネを推進しています。

出典：岩手県HP 事業者向け省エネルギー対策推進事業

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1067114.html>

2.2 省エネ行動の推進

(1) 日常生活における省エネ行動の推進

岩手県が夏季・冬季に行っている「いわてエコアクション」などの周知を行っています。

一関市役所の取組は本報告書「5 一関市役所地球温暖化対策実行計画 1) 一関市職員エコアクション」参照

出典：岩手県HP いわてエコアクション

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1076054.html>

(2) 公共交通や自転車の利用、エコカーの購入、エコドライブ

公共交通の利用に関して、岩手県が行っている「公共交通スマートチャレンジ月間」の周知を行っています。

エコカーの導入に関しては、「1) 再生可能エネルギーの導入促進」の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付（重点対策加速化事業）」で電気自動車（EV・PEV）に対する補助事業を市で行っています。

出典：岩手県HP 公共交通スマートチャレンジ月間

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/koutsuu/koukyou/1023213.html>

3) その他CO₂削減を推進する取組

3.1 地域エネルギーの循環

- (1) 地域新電力会社の設立によるエネルギーの地産地消
および (2) 再生可能エネルギーの余剰分の市外への販売
令和5年度現在計画はありません

3.2 森林の整備・利活用

- (1) 市内産木材の利用促進
「1) 再生可能エネルギーの導入促進 1.2 木質バイオマスの導入 (1) 利用促進」参照

(2) 木質バイオマスのサプライチェーン構築

チップボイラーの民間施設等への導入に向け、チップの安定供給体制やサプライチェーンなどの体制を構築するため、導入可能性調査を平成30(2018)年度から実施しています。

外部専門家を招へいし、市内官民施設のボイラー等の現地調査を行っています。

▶直近3年の交付実績

年度	R3	R4	R5
	2021	2022	2023
内容	報償費等	報償費等	委託料等
補助額(千円)	137	168	6,780

資料 林政推進課

(3) 森林の適切な管理によるCO₂吸収源の確保・維持(オフセット・クレジット)

令和4(2022)年度からJ-クレジットを取得し、企業等への販売収入を将来の森林整備や担い手の確保などの林業振興策に活用しています。

3.3 交通・輸送のCO₂削減

(1) EV導入支援、車載型蓄電池としての利用促進

本報告書「1) 再生可能エネルギーの導入促進」の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付(重点対策加速化事業)」参照

(2) 次世代自動車充電インフラの整備

令和5(2023)年度に市でプロポーザルを行い、道の駅かわさきへの電気自動車の充電設備設置を進めています。

(3) 交通分野と連携した脱炭素型観光

令和5年度現在計画はありません

(4) 市営バス、公用車などのEV化

市営バスに関しては、令和5年度現在計画はありません。

公用車に関しては、令和5年度に1台導入しています。また、令和5年度に予算措置を行い、令和6年度に2台導入予定です。

3.4 ごみの減量化

一関市では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理のうちごみの減量化対策を総合的かつ効率的に実施するため、「一般廃棄物減量基本計画」を策定しています。

(1) 生ごみ減量機器の導入

本報告書「3 資源が効果的に循環する地域社会づくり (3) 生ごみ減量機器購入補助の状況」参照

(2) 食品ロス対策の普及啓発

本報告書「3 資源が効果的に循環する地域社会づくり (4) 食品ロス削減に向けた取組」参照

(3) プラスチックごみの回収、脱プラスチックの取組

令和5年度現在計画はありません

(4) 有価物集団回収を実施した団体に対する報奨金交付

本報告書「3 資源が効果的に循環する地域社会づくり (2) 有価物集団回収の状況」参照

(5) 古着・小型家電の回収

本報告書「3 資源が効果的に循環する地域社会づくり (5) 使用済小型家電改修・古着回収の状況」参照

3.5 環境意識の啓発

(1) 環境学習講演会の開催

市主催の環境学習講演会は開催しておらず、一関地球温暖化対策地域協議会を通じて開催しています。

本報告書「一関地球温暖化対策地域協議会 (IEL) の活動」参照

(2) 環境学習施設の整備

新たな一般廃棄物処理施設内に、環境について総合的に学習できる施設の整備を、一関地区広域行政組合において検討しています。

(3) 環境教育活動の実施

本報告書「5) 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり」参照

4) 市内事業者の取組

市ホームページ、事業者のメーリングリストを活用し、市内事業者の省エネ・再エネの取組募集を行っています。

基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生

1 水質の状況

1) 河川等水質測定結果（BOD年平均值）【測定機関 国・岩手県】

本市を流れる河川や排水路等の測定地点及び測定結果は、以下のとおりです。

なお、令和5（2023）年度実績は令和6年10月現在未公表のため、令和4（2022）年度実績までを掲載します。

河川名	地域	観測地点名	類型 環境基準	測定機関	単位：mg/L		
					R 2	R 3	R 4
					2020	2021	2022
北上川	一関	千歳橋	A	国土交通省	1.0	1.0	1.0
	川崎	北上大橋	A		0.9	0.8	0.9
	花泉	北上川橋	A		0.9	1.0	1.1
磐井川 上流	一関	長者の滝橋	AA	岩手県	<0.5	<0.5	<0.5
磐井川 中流		上の橋	A	国土交通省	0.7	0.6	0.6
磐井川 下流		狐禅寺橋	C		1.1	1.0	0.9
久保川		赤子橋	A	岩手県	0.9	0.6	<0.5
吸川		水門	—	国土交通省	6.7	5.7	7.5
金流川	花泉	天神橋	A	岩手県	1.0	0.9	0.8
有馬川		川ノ口橋	A		0.9	1.1	1.2
		金流橋	A		0.8	0.9	0.8
磯田川		沼畑橋	—		1.1	1.0	1.4
砂鉄川	東山	生出橋	A	国土交通省	0.5	<0.5	0.5
	川崎	門崎橋	A		0.7	0.5	0.6
曾慶川	大東	雲南田橋	—	岩手県	0.8	1.0	0.7
千厩川 上流	千厩	久伝橋	A		0.8	0.7	0.5
		宮田橋	A		0.8	0.7	0.5
千厩川 下流		松形橋	C		2.1	1.7	1.6
		水門	C		1.5	1.3	1.1
大川	室根	宮城県境	A		0.8	0.7	0.5
津谷川		千代ヶ原橋	—		0.5	0.6	<0.5
黄海川	藤沢	樋口橋	A	0.6	0.6	0.5	

環境基準

河川（湖沼を除く）の環境基準は、A A：1 mg/L以下、A：2 mg/L以下、B：3 mg/L以下、C：5 mg/L以下、D：8 mg/L以下、E：10mg/L以下。

類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10mg/Lを適用している。

2) 河川等水質測定結果（BOD年平均値）【測定機関 一関市】

河川名	地域	観測地点名	類型 環境基準	R5 2023	達成	河川名	地域	観測地点名	類型 環境基準	R5 2023	達成
磐井川	一関	大久保橋	AA	0.60	○	間明田川	大東	曾慶川合流点	—	1.10	○
久保川		長倉	AA	0.65	○	久子沢川		久子沢付近	—	0.70	○
小猪岡川		大森橋	—	0.60	○	市道川		鈴昭製材所付近	—	0.90	○
市野々川		落合橋	—	0.50	○	猿沢川		観福寺橋付近	A	3.35	○
栃倉川		栃倉	—	0.67	○	当摩川		登瀬橋	—	0.75	○
滑り川		合流点	—	2.73	○	山谷川	東山	山谷中ノ橋	—	0.60	○
五代川		石畑橋	—	1.40	○	林川		中ノ屋敷橋	—	0.90	○
滝沢川		町田橋	—	1.43	○	石蔵川	川崎	布佐川河口	—	0.93	○
番台川		番台地点	—	1.13	○	風呂川		風呂川	—	0.75	○
笹谷川		放流口・桃ノ湯	—	2.23	○	御滝川		旧門崎小学校前	—	0.70	○
五間堀		南豊隆地内	—	2.07	○	千厩川	千厩	梅田橋	C	3.775	○
神田排水路		吸川合流前	—	2.13	○		川崎	塞の神橋	C	2.15	○
吸川		駅裏	—	1.73	○	金田川	千厩	東中沢	—	1.27	○
		青果市場	—	1.73	○			仏坂川	西中沢	—	1.30
沢川		駅裏	—	1.77	○	加妻川	川崎	加妻橋	—	0.87	○
新山川	東北線交差	—	1.70	○	大平川	千厩	上荒井	—	1.17	○	
武士川	水門	—	4.50	○	南小梨川		中ノ沢	—	1.17	○	
照井堰	豊料	—	<0.5	○	荷蔵沢	川崎	荷蔵沢	—	10.80	×	
	鶴巻	—	<0.5	○	巻大沢川		巻畑	—	0.95	○	
	三反田	—	<0.5	○	上油田川	花泉	柳沢	—	1.20	○	
大江堰	打ノ目	—	<0.5	刈生沢川	瀬脇橋		—	1.60	○		
砂鉄川	大東	流矢橋	A	0.60	○	大川	室根	岩田橋	A	1.10	○
	東山	西前橋	A	0.63	○	糠沢川		古金生	—	<0.5	○
		十二木橋	A	0.70	○	砂子田川	銭塚地内	—	2.53	○	
興田川	大東	桜橋付近	—	0.65	○	新沼川	藤沢	石合橋	—	2.50	○
		中林橋付近	—	0.70	○	天ヶ沢川		八景下地内	—	2.53	○
鳥海川	丑石橋付近	—	0.95	○	山谷川	市ノ沢橋		—	3.33	○	
	小黒滝付近	—	<0.5	○	相川(柳立川)	館ヶ森橋		—	<0.5	○	
山口川	山口川・弘川合流点	—	0.93	○	二股川	千松停留所前		—	0.50	○	

環境基準

河川（湖沼を除く。）の環境基準は、A A：1 mg/L以下、A：2 mg/L以下、B：3 mg/L以下、C：5 mg/L以下、D：8 mg/L以下、E：10mg/L以下。報告下限値0.5mg/L

3) 事業所等排水の水質検査結果

市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業所等、16事業所の排水の水質検査を実施しています。

排水基準への適合状況は以下のとおりです。

なお、不適合の事業所に対しては、設備の点検、改修や水質検査結果の報告など、改善に向けた指導を行っています。

▶ 令和5（2023）年度 排出基準適合状況

調査事業所数 A	自主基準※ 適合事業所数 B	自主基準※ 不適合事業所数 C	適合率（%） B/A*100
16	16	0	100

資料 生活環境課

※市・事業者間で締結している環境保全（公害防止）協定で定めた排水基準

4) 水生生物調査

水生生物調査とは、川にすむ指標生物（肉眼で見ることでできる大きさの生物）の生息状況を調べ、その結果から川の水質の状況を知ろうとするもので、岩手県が行っています。

調査結果は「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」に活用されています。

このほか、授業等で水生生物調査を行っている学校もあり本報告書「資料編」に記載しています。

▶ 令和5（2023）年度 実施団体

地域	団体名	調査河川名	調査結果 水質階級	参加者数 延べ	参加者数 合計	団体数
一関	舞川自然クラブ	番台川	I	15	158	9
花泉	老松みどりの郷協議会	藤田川	II	9		
	特定非営利活動法人 里山自然学校はずみの里	藤田川	II	9		
大東	大東小学校	砂鉄川	I	37		
	大原小学校	砂鉄川	I	12		
	猿沢小学校	猿沢川	I	13		
	興田小学校	興田川	I	8		
	大東中学校	砂鉄川	II	15		
室根	室根町第19区自治会	津谷川	I	40		

資料 岩手県

参考 指標生物と水質階級

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アマカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類、オシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナ類	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル	アメリカザリガニ、エラミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

5) 汚水処理施設の整備状況

家庭から出る生活排水などによる水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水やコミュニティプラントの維持管理を行いました。

また、下水道事業計画区域外にある個人住宅への浄化槽設置件数は、149件でした。

令和5（2023）年度末における市全体の汚水処理人口普及率（行政人口に対する処理が可能な人口の割合）は、前年に比べ1.0%増加の72.8%、水洗化率（処理が可能な人口に対する水洗化人口の割合）は、0.7%増加の91.9%となっています。

地域名	一園地域	花菜地域	大宮地域	千原地域	東山地域	荻原地域	川崎地域	藤沢地域	市全体
RS年度末行政人口	53,475	11,729	11,646	8,590	5,752	4,287	3,203	6,833	106,615人
事業名	鶴井川流域関連 一園公共下水道	特定連携保全公共下水道 花菜公共下水道	特定連携保全 特定連携保全 公共下水道 大宮処理区	単独 公共下水道 千原処理区	単独公共下水道 東山処理区	特定連携保全公共下水道 川崎処理区	特定連携保全公共下水道 川崎処理区		
計画面積	1,849ha	160.9ha	91.0ha	241.9ha	268ha	55ha	55ha		2,143ha
計画人口	37,630人	3,600人	1,600人	3,200人	2,400人	500人	500人		49,630人
計画目標年度	R12(2030)	R12(2030)	R22(2040)	R17(2035)	R22(2040)	R22(2040)	R22(2040)		
着手年度	S56(1981)	H3(1991)	H6(1994)	H13(2001)	H6(1994)	H1(1999)	H1(1999)		
処理場名	一園浄化センター (鶴手橋)	花菜クリンセンター	櫻沢 浄化センター	千原 浄化センター	東山浄化センター	川崎浄化センター	川崎浄化センター		
供用開始年度	H2(1990)	H7(1995)	H12(2001)	H23(2011)	H13(2001)	H18(2006)	H18(2006)		
施設可容量	1,418.8ha	160.9ha	91.0ha	113.3ha	268.4ha	55.0ha	55.0ha		2,173.2ha
整備面積	1,204.3ha	146.7ha	91.0ha	104.3ha	260.0ha	55.0ha	55.0ha		1,925.0ha
処理人口	33,432人	3,564人	1,916人	1,842人	3,588人	686人	686人		1,925.0ha
地区合計		3,066人	3,066人	1,842人	3,588人	686人	686人		46,196人
普及率	82.5%	30.4%	26.8%	19.2%	62.4%	21.4%	21.4%		43.3%
水処理人口	30,076人	2,945人	1,659人	1,193人	3,239人	518人	518人		40,515人
地区合計	30,076人	2,945人	2,544人	1,193人	3,239人	518人	518人		40,515人
水処理率	90.0%	82.6%	82.4%	64.8%	90.3%	75.5%	75.5%		87.7%
整備率	65.5%	91.2%	98.1%	43.2%	90.3%	100.0%	100.0%		70.2%
地区名	西郷沢地区	犀府処理区 白蓮処理区 日影処理区	奥田地区 櫻沢地区					七日町地区	
計画面積	19ha	27ha 29ha 1,020人	27ha 29ha 1,160人					10ha 21ha 410人	166ha 21ha 7,220人
計画人口	830人	700人	1,350人					710人	7,220人
処理場名	西郷沢地区	犀府 クリンセンター	奥田 クリンセンター					七日町地区 奥田 高設	
供用開始年度	H14	H6	H8					H11	
処理人口	694人	471人	457人	460人				196人	3,472人
地域合計	694人	1,254人	974人	514人				550人	3,472人
普及率	1.3%	10.7%	8.4%					7.9%	3.3%
水処理人口	599人	373人	362人	373人				192人	2,895人
地区合計	599人	963人	812人	439人				491人	2,895人
水処理率	86.3%	79.2%	83.4%					89.3%	83.4%
事業名	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型
処理人口	9,667人	3,700人	3,607人	3,345人	891人	732人	732人	732人	27,849人
地区合計	9,667人	3,700人	3,607人	3,345人	1,276人	1,949人	1,949人	3,064人	27,849人
普及率	18.1%	31.5%	21.6%	34.9%	15.5%	22.8%	22.8%	44.2%	26.2%
水処理人口	9,667人	3,700人	2,510人	3,345人	891人	732人	732人	732人	27,849人
地区合計	9,667人	3,700人	3,607人	3,345人	1,276人	1,949人	1,949人	3,064人	27,849人
処理人口	43,813人	8,519人	7,667人	5,187人	4,864人	2,007人	2,007人	3,614人	77,819人
普及率	81.9%	72.6%	65.8%	54.1%	84.6%	62.7%	62.7%	52.1%	72.8%
水処理人口	40,362人	7,839人	6,963人	4,538人	4,515人	1,949人	1,949人	3,555人	71,359人
地区合計	40,362人	7,839人	6,963人	4,538人	4,515人	1,949人	1,949人	3,555人	71,359人
水処理率	92.1%	89.7%	90.8%	87.5%	92.8%	100.0%	100.0%	98.4%	91.8%
事業名	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター	公共・農家の 共用区域内の 浄化センター
処理人口	42,216人	7,689人	6,991人	4,707人	4,538人	1,949人	1,949人	3,555人	2,660人
地区合計	42,216人	7,689人	6,991人	4,707人	4,538人	1,949人	1,949人	3,555人	2,660人
普及率	78.9%	65.9%	60.0%	40.1%	80.6%	45.5%	45.5%	51.3%	69.1%
水処理人口	40,362人	7,839人	6,963人	4,538人	4,515人	1,949人	1,949人	3,555人	2,660人
地区合計	40,362人	7,839人	6,963人	4,538人	4,515人	1,949人	1,949人	3,555人	2,660人
水処理率	92.1%	89.7%	90.8%	87.5%	92.8%	100.0%	100.0%	98.4%	91.8%
事業名	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター	単独処理型 浄化センター
処理人口	11,822人	4,022人	4,623人	4,775人	1,093人	1,326人	1,326人	3,344人	32,693人
地区合計	11,822人	4,022人	4,623人	4,775人	1,093人	1,326人	1,326人	3,344人	32,693人
普及率	22.1%	34.3%	40.0%	55.8%	19.2%	31.9%	31.9%	49.1%	33.3%
水処理人口	11,822人	4,022人	4,623人	4,775人	1,093人	1,326人	1,326人	3,344人	32,693人
地区合計	11,822人	4,022人	4,623人	4,775人	1,093人	1,326人	1,326人	3,344人	32,693人
水処理率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：※ 公共下水道及び農業排水水の「処理人口」は、水処理の有無に関わらず、現在、水処理することが可能な人口である。
 ※ 「水処理人口合計」は、公共下水道及び農業排水水の供用開始区域内の浄化人口を含む。
 ※ 「水処理人口割合」は、県への報告数値とあわせて。
 ※ 「浄化率」は、1.0%の割合を超過する「浄化率」は、含んでいない。

2 大気の状態

1) 一般環境大気、自動車排出ガスの測定結果【測定機関 岩手県】

県では、一般環境大気、自動車排出ガスの測定局を竹山町（一関地区合同庁舎内）と山目字三反田（一関土木センター格納庫内）にそれぞれ設置し、常時監視を行っています。

各項目の年平均値はほぼ横ばいで推移しており、概ね良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダントが環境基準を超過した時間がありましたが、人の健康被害を防止するための注意報・注意喚起の発令には至っていません。

基準超過の要因としては、自然的要因や大陸からの広域移流による影響等が原因と推定されます。なお、全国平均と比較すると低い数値となっています。

市内の測定局における測定結果は、以下のとおりです。

令和6年10月現在、県では”測定地点の平均””県内測定局平均”が未公表のため、前値を掲載します。

(1) 一般環境大気測定結果（竹山町）

区分	平均			環境基準	環境基準達成状況	県内測定局平均 R4 (2022)	全国平均 R4 2022
	R2 2020	R3 2021	R4 2022				
二酸化硫黄 (SO ₂)[ppm]	0.001	0.000	0.000	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、 1時間値が0.1ppm以下	○	0.001	0.001
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.013	0.010	0.011	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	0.011	0.013
光化学オキシダント (OX) [ppm]	0.028	0.031	0.031	1時間値が0.06ppm以下	× ※	0.031	0.046
微小粒子状物質 (PM _{2.5})[μg/m ³]	7.2	6.2	7.1	1年平均値が15μg/m ³ 以下、 かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	○	7.1	8.8

※1年間のうち環境基準を超過した時間数：159（1年間のうち環境基準を超過した割合：1.82%）

(2) 自動車排出ガス測定結果（山目字三反田）

区分	平均			環境基準	環境基準達成状況	県内測定局平均 R4 (2022)	全国平均 R4 2022
	R2 2020	R3 2021	R4 2022				
二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.009	0.008	0.008	1時間値の1日平均値が 0.04ppm～0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	○	0.008	0.013
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.010	0.009	0.011	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	0.011	0.014
微小粒子状物質 (PM _{2.5})[μg/m ³]	7.4	6.2	6.7	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、 1日平均値が35μg/m ³ 以下	○	8.3	9.2

(3) 有害大気汚染物質測定結果 (山目字三反田)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

区分	平均			環境基準	環境基準達成状況	県内測定局平均 R4 (2022)	全国平均 R4 2022
	R2	R3	R4				
	2020	2021	2022				
ベンゼン	0.62	0.44	0.29	3以下	○	0.29	0.71
トリクロロエチレン	0.014	0.018	0.028	130以下	○	0.042	0.89
テトラクロロエチレン	0.015	0.034	0.010	200以下	○	0.01	0.084
ジクロロメタン	0.58	0.56	0.38	150以下	○	1.7	1.4

2) 降下ばいじん測定結果【測定機関 一関市】

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いため降下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

市では、降下ばいじん量の多い、東山地域の滝ノ沢、野平地区の2か所で降下ばいじん測定を実施しています。

▶ 令和5(2023)年度 測定結果(デポジットゲージ回収方式)

単位: $\text{t}/\text{km}^2 \cdot 30\text{日}$

調査箇所	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
	量	pH										
滝ノ沢	2.6	7.1	1.5	7.7	1.4	6.5	1.5	6.8	0.8	6.9	0.8	7.3
野平	2.5	7.0	1.6	7.8	0.5	6.6	1.2	6.7	0.7	7	0.4	6.3

降下ばいじんについては環境基準が設定されていませんが、汚染の目安 ($\text{t}/\text{km}^2 \cdot 30\text{日}$) は以下のとおりとなっています。

(※ $\text{t}/\text{km}^2 \cdot 30\text{日}$ とは、 1km^2 に30日間に降下したばいじんの量を表す。)

10未満: 軽度、10以上~20未満: 中程度、20以上~30未満: やや高度、30以上: 高度

3 騒音の状況

1) 環境騒音

市では、騒音規制法に基づく規制地域（都市計画区域）等の環境騒音を測定しています。
令和5（2023）年度の測定結果では、規制地域内の全ての地点で基準に適合しています。

（1）環境騒音測定結果

単位：dB

番号	地域	観測地点	類型	環境基準		R4（2022）		R5（2023）	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	旭町地内（大安寺橋付近）	C	65	60	47	42	48	37
2		大手町地内（文化センター）	C	65	60	63	60	60	57
3		大町地内（なのはなプラザ駐車場）	C	65	60	47	43	44	38
4		関が丘地内（関が丘中央公園）	A	55	45	41	32	43	32
5		竹山町地内（市役所）	C	65	60	64	54	64	57
6		末広二丁目地内（幸町児童公園）	B	55	45	45	32	48	38
7		山目字才天地内	A	70	45	45	43	49	42
8		山目町二丁目地内（中里市民センター）	特例	70	65	68	63	66	54
9		前堀地内（前堀浄水場）	特例	70	65	65	57	67	56
10		三関字桜町地内（サン・アビリティーズ）	B	65	60	64	52	61	52
11		萩荘字高梨北方地内	A	60	55	50	42	55	38
12	千厩	千厩字北方地内（千厩支所）	B	55	45	47	41	50	30
13		千厩字町裏地内（農村勤労福祉センター）	B	65	60	61	49	61	53
14	東山	長坂字西本町地内（東山支所）	B	55	45	51	40	50	47
15		長坂字町地内（東山大橋付近）	特例	70	65	65	61	67	57

類型

A類型：専ら住居の用に供される地域 B類型：主として住居の用に供される地域

C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

特 例：幹線交通を担う道路に近接する空間

（2）環境基準適合状況

区分		R4（2022）		R5（2023）	
		昼間	夜間	昼間	夜間
A類型	測定地点数	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%
B類型	測定地点数	5	5	5	5
	達成率	100%	100%	100%	100%
C類型	測定地点数	4	4	4	4
	達成率	100%	100%	100%	100%
特例	測定地点数	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%

規制地域外（環境基準が適用されない地域）の地点は含めていない

2) 自動車騒音常時監視に係る評価

面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50メートルの範囲内にある、全ての住居などについてなど、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数と割合を把握するものです。

環境省の通知（「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」）に基づき、市内の道路を5か年計画で評価しています。

令和5（2023）年度は、30区間において騒音測定及び評価を実施し、周辺住宅へ与える影響について評価を行った結果、99.8%が昼間・夜間とも基準を満たしている状況でした。

なお、評価結果は、道路管理者への騒音対策要望活動の基本資料として活用します。

▶自動車騒音常時監視評価結果

路線名	評価区間の 始点	評価区間の 終点	延長 (km)	評価対象 住居等戸 数	昼間・夜 間とも基 準値以下	昼間のみ 基準値以 下	夜間のみ 基準値以 下	昼間・夜 間とも基 準値超過
東北自動車道	萩荘	赤荻	2.1	109	109	0	0	0
	赤荻	赤荻	0.3	41	41	0	0	0
一般国道 4号	萩荘	萩荘	1.1	142	142	0	0	0
	萩荘	山目	0.7	73	73	0	0	0
	山目	山目	1.1	81	74	2	1	4
	山目	山目	0.1	6	5	1	0	0
一般国道 284号	千厩町千厩	千厩町千厩	2.0	182	182	0	0	0
	千厩町千厩	千厩町千厩	1.2	23	23	0	0	0
	字機織山	宮坂町	1.0	121	121	0	0	0
	新大町	幸町	1.7	493	493	0	0	0
	幸町	萩荘	1.4	226	226	0	0	0
一般国道 342号	赤荻	赤荻	1.2	37	37	0	0	0
	赤荻	山目	1.5	82	82	0	0	0
	山目	山目	0.3	87	85	1	0	1
	宮坂町	南町	1.0	277	277	0	0	0
一般国道 456号	千厩町千厩	千厩町千厩	1.8	255	255	0	0	0
	千厩町千厩	千厩町千厩	0.7	42	42	0	0	0
一般国道 457号	萩荘	萩荘	0.6	66	66	0	0	0
主要地方道 一関停車場線	駅前	新大町	0.1	59	59	0	0	0
主要地方道 一関北上線	山目	中央町2丁目	0.9	112	112	0	0	0
	中央町2丁目	町浦	1.4	368	368	0	0	0
主要地方道 一関大東線	中央町2丁目	狐禅寺	2.8	220	220	0	0	0
	東山町松川	東山長坂	4.2	113	113	0	0	0
一般県道 前沢東山線	東山長坂	東山長坂	1.9	181	181	0	0	0
一般県道 山目停車場線	山目町3丁目	山目町3丁目	0.1	11	11	0	0	0
一般県道 長坂東稲前前沢線	東山長坂	東山長坂	1.4	49	49	0	0	0

路線名	評価区間の 始点	評価区間の 終点	延長 (km)	評価対象 住居等戸 数	昼間・夜 間とも基 準値以下	昼間のみ 基準値以 下	夜間のみ 基準値以 下	昼間・夜 間とも基 準値超過
一般県道 一関平泉線	大町1	中央町2丁目	1.6	317	317	0	0	0
	山目町1丁目	新町	1.4	243	243	0	0	0
一般県道 松川千厩線	千厩町千厩	千厩町千厩	0.5	19	19	0	0	0
一般県道 東山薄衣線	東山町松川	東山町松川	1.0	22	22	0	0	0
小計			—	4,057	4,047	4	1	5
路線の重複			—	△176	△174	△1	—	△1
合計			37.1	3,881	3,873	3	1	4
					99.8%	0.08%	0.03%	0.10%

3) 高速交通対策の状況

高速道路（東北縦貫自動車道）の騒音は、防音壁の設置等により環境基準を大きく超過することはなくなりました。

一方、新幹線走行に係る騒音は、環境基準を超過している測定地点がありました。

市では、これらの結果に基づき、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し対策を求めています。

(1) 高速道騒音測定結果

番号	調査地点	地域の 類型	要請限度 (dB)		等価騒音レベル (dB)		
			昼間	夜間	昼間	夜間	
1	赤荻字松ノ木地内	高速東側	特例	75	70	54	46
2		高速西側	—	—	—	62	60
3	赤荻字上谷地地内	高速東側	A	70	65	53	49
4	赤荻字松ノ木地内	高速西側	—	—	—	56	53
5	赤荻字口袋地内	高速東側	—	—	—	53	49
6	萩荘字境ノ神地内	高速西側	—	—	—	57	52
7	萩荘字西田地内	高速東側	—	—	—	57	52
8	赤荻字宮田地内	高速西側	—	—	—	56	54
9	赤荻字月町地内	高速東側	特例	75	70	58	54
10		高速西側	特例	75	70	59	55

(2) 新幹線騒音測定地点

番号	測定地点	軌道中心からの距離	キロ程	構造	用途地域	環境基準
1	一関中学校西側	上り25.0m	404.4	盛土	未指定	Ⅱ
2	北豊隆	上り25.0m	406.9	高架橋	住居地域	Ⅰ
3	一関トンネル南口	下り25.0m	412.1	高架橋	未指定	Ⅱ

▶測定結果

単位：dB

番号	測定地点	項目	R3 2021	R4 2022	R5 2023
1	一関中学校西側	騒音レベル	77	77	76
		環境基準	75以下		
		速度 (km/h)	308	314	307
		適否	×	×	×
2	北豊隆	騒音レベル	72	70	72
		環境基準	70以下		
		速度 (km/h)	300	313	295
		適否	×	○	×
3	一関トンネル南口	騒音レベル	77	78	78
		環境基準	75以下		
		速度 (km/h)	303	311	308
		適否	×	×	×

4 振動の状況

市では、振動規制法に基づく規制地域（都市計画区域）内の道路交通振動を測定しています。
令和5（2023）年度の測定結果では、全ての地点で要請基準を下回っています。

単位：dB

番号	地域	測定地点	区域	要請基準		R4（2022）		R5（2023）	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	市役所前	第2種	70	65	<25	<25	<25	<25
2		JAファーマーズいわて 平泉前	第1種	65	60	38	29	30	31
3		高梨交差点	第1種	65	60	40	27	41	31
4		大槻交差点	第2種	70	65	55	44	54	44
5		中里市民センター前	第2種	70	65	43	38	42	38
6		釣山下	第1種	65	60	35	29	35	30
7		三関字小沢	第1種	65	60	37	33	39	33
8	千厩	JAいわて平泉 千厩支店	第2種	70	65	42	32	39	34
9	東山	東山大橋	第1種	65	60	31	29	33	27

資料 生活環境課

5 環境保全協定（公害防止協定）

市では、市内で事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴って生じる環境汚染などを未然に防止するために事業者が取るべき措置について、市と事業者相互の合意により取り決め、「環境保全協定（公害防止協定）」を締結しています。

従来の「公害防止協定」は公害の未然防止を主な目的としていましたが、現在では、地球環境の保全に向けて事業所が社会的・地域的役割を積極的に果たすといった内容も取り入れられ、「環境保全協定」として締結されています。

令和5年度末では178件の協定が締結されていますが、市民の健康で安全な生活の確保に寄与する取組として、各事業所の理解と協力を得ながら締結を進めます。

6 環境に関する苦情の状況

市には環境に関する様々な苦情が寄せられており、令和5（2023）年度は123件の苦情を取り扱いました。

不法投棄に対する苦情が最も多く、ごみ問題対策巡視員、警察などと連携しながら啓発活動などの取組を進める必要があります。そのほかには、灯油タンクなどからの油漏れによる水質汚濁や廃棄物の野外焼却に対する苦情などが寄せられています。内訳は以下のとおりです。

区分	主な内容	R 3	R 4	R 5
		2021	2022	2023
大気汚染	一般家庭・事業所における廃棄物焼却、野外焼却	10	11	3
水質汚濁	河川・水路等の水の汚れ、家庭用灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	14	13	8
土壌汚染	灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	3	0	0
騒音	住宅や事業活動に伴って発生する騒音	10	12	7
振動	事業活動、交通機関の運行等に伴って発生する振動	2	7	0
悪臭	工場や農業等の事業活動に伴って発生する悪臭	11	0	9
不法投棄	廃棄物の投棄	70	78	84
その他	動物の飼い方、害虫の発生、土地の管理、汚水処理	9	11	12
合計		129	132	123

資料 生活環境課

7 放射線の状況

平成23（2011）年の東北地方太平洋沖地震により発生した原子力発電所事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、市内においても空間放射線量率の高い箇所が確認されました。

市では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定し、除染作業等の取組を進めたほか、空間放射線量の測定や、学校給食食材・農林産物の放射性物質濃度の測定を行いました。

1) 空間放射線量の推移

市内における空間放射線量は、測定を開始した平成23年6月に比べ、平均で77%低減しています。

単位：マイクロシーベルト/時間

測定場所	H23年6月	R3年3月	R4年3月	R5年2月	R6年2月	H23年6月比(%)
一関市役所	0.17	0.05	0.06	0.05	0.05	▲ 71
花泉支所	0.24	0.05	0.06	0.05	0.04	▲ 83
大東支所	0.19	0.05	0.04	0.05	0.05	▲ 74
千厩支所	0.24	0.05	0.06	0.06	0.07	▲ 71
東山支所	0.24	0.05	0.06	0.06	0.06	▲ 75
室根支所	0.34	0.05	0.07	0.05	0.05	▲ 85
川崎支所	0.25	0.05	0.04	0.05	0.05	▲ 80
藤沢支所	0.22	0.05	0.06	0.05	0.05	▲ 77

資料 岩手県

2) 教育施設等の空間放射線量の測定

市立小中学校及び私立を含む幼稚園・保育園・こども園等（116施設）の空間放射線量の測定を行った結果、校庭・園庭において、除染の実施基準である毎時0.23マイクロシーベルトを超える施設はありませんでした。

（最高：毎時0.079マイクロシーベルト、平均：毎時0.035マイクロシーベルト）

3) 農林産物の放射性物質濃度の測定

産直等での販売を目的として生産又は採取された農林産物及び自家消費を目的とした農林産物126検体の放射性物質濃度測定を実施したところ、基準値を超えたものはありませんでした。

▶放射性セシウムの国の基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳幼児食品	50
牛乳	50
飲料水	10

8 森林整備の状況

市内では、造林・保育事業として、地ごしらえ・植栽60.76ha、花粉発生源植替え1.15ha、下刈107.61ha、除間伐139.21haが実施されました。

また、松くい虫の繁殖源を除去し、健全な松林の育成・保全を図るため、被害木等の伐採除去を行っています。令和5（2023）年度の駆除量は459.8㎡でした。

なお、森林愛護団体数は3団体となっており、各団体の活動は資料編に掲載しています。

1) 一関地方育樹祭

「一関地方育樹祭」が、9月30日、川崎町門崎の石蔵山キャンプ場で開催され、一関市立川崎小学校、東山小学校、川崎中学校の児童・生徒合わせて23名が参加しました。記念植樹としてヤマザクラを2本植樹しました。また、体験イベントとして、広葉樹林のつる切りや間引きの作業体験、木工工作として、バードコール作りを行いました。

2) 森は海の恋人植樹祭（室根地域）

6月11日に「第35回森は海の恋人植樹祭」が矢越山「ひこばえの森」で開催されました。約800人の参加者により、コナラやアズサ、ブナ等の広葉樹約1,100本が50アールの植樹地に植えられました。

3) どんぐりの森づくり大作戦（千厩地域）

「第15回どんぐりの森づくり大作戦」が、10月27日、千厩町奥玉地内の京の森公墓地周辺で開催されました。地域の豊かな自然を守ろうと、地元の中学生など約80人が参加し、クヌギ林の枝打ち作業を行いました。

4) 盛岡市立下橋中学校植樹体験受け入れ（室根地域）

森は海の恋人植樹祭の会場となっている矢越山を会場に、7月5日、下橋中学校3年生89名が広葉樹の植樹と、前年度植栽箇所の下刈りを行いました。

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり

1 廃棄物の収集・処理の状況

令和5(2023)年度の一人1日当たりの廃棄物排出量は821gとなり、前年度から10g減少しました。また、リサイクル率は16.6%で、前年度から0.3ポイント減少しました。

総排出量と一人1日当たりの排出量は減少したものの、国や県と比較して、リサイクル率は低い状態が続いています。廃棄物減量に向けたさらなる取組が必要です。

<参考 一般廃棄物処理事業実態調査から>

一人1日当たりの廃棄物排出量(令和4年度)：国 880g/(人・日)、岩手県901g/(人・日)

リサイクル率(令和4年度)：国 19.6%、岩手県16.8%

▶直近3年の廃棄物の収集・処理の状況

年度	人口(人) 10/1時点 ①	総排出量 t ②	内訳			一人1日 当たりの 排出量 g※1	資源化量 t ③	リサイク ル率 %※2
			生活系 t	事業系 t	集団回収 t			
R 3 2021	112,049	34,020	24,145	8,368	1,507	832	5,773	17.0
R 4 2022	110,176	33,438	23,753	8,221	1,464	831	5,662	16.9
R 5 2023	107,930	32,350	22,754	8,241	1,355	821	5,363	16.6

※1 ②÷①÷365×1,000,000

※2 ③÷②×100

出典 一般廃棄物処理事業実態調査

資料 生活環境課

2 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し報償金を交付しており、令和5(2023)年度は665万円を交付しました。

今後も多くの団体に取り組むよう普及啓発を図っていきます。

▶直近3年の実績

年度	金属類 t	古紙類 t	ビン類 本	ペットボトル t	交付団体 団体数	延べ交付 団体数	報償金単価 金属・古紙類・ペットボトル 1 kg5円 ビン類1本4円
R 3 2021	122.7	1,291.2	26,279	35.2	300	883	
R 4 2022	110.9	1,269.3	15,786	38.3	295	896	
R 5 2023	99.4	1,182.5	8,036	41.2	291	888	

資料 生活環境課

3 生ごみ減量機器購入補助の状況

市では、生ごみ減量機器の購入に対して補助金を交付し、生ごみの減量に努めています。

令和2年度からは種類ごとの補助金額を増額しており、今後さらに普及促進を図るため、関係団体と連携した講習会等の開催や広報等による周知を図っていきます。

▶直近3年の実績

年度	種類 (単位：台)				合計	補助金額 購入金額の1/2以内とし、各 種類に上限額あり。 電動式生ごみ処理機 3万円 手動式生ごみ処理機 1万円 設置型コンポスト 3千円 密閉型コンポスト 2千円 資料 生活環境課
	電動式生ごみ 処理機	手動式生ごみ 処理機	設置型 コンポスト	密閉型 コンポスト		
R 3 2021	31	2	27	3	63	
R 4 2022	35	1	18	6	60	
R 5 2023	62	0	18	3	83	

4 食品ロス削減に向けた取組

平成29(2017)年度から、宴会や会食での食べ残しを減らすため、最初の30分間と最後の10分間は席を立たずに料理を楽しむ「30・10(さんまる・いちまる)運動」を推進しています。

この運動に賛同いただいた飲食店や宿泊施設を、市が「残さず食べよう!30・10運動協力店」として認定しています。協力店では、ポスターの掲示や啓発物品による普及啓発のほか、「小盛りメニューの導入」や「持ち帰り希望者への対応」などを実施しているところもあります。

令和2(2020)年度からは岩手県の「もったいない・いわて☆食べきり協力店」と連携した取組を行っており、令和5(2023)年度末時点での市内の認定協力店は43店舗となっています。

5 使用済小型家電回収・古着回収の状況

1) 使用済小型家電回収

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。小型家電を回収し再資源化することで、資源の有効活用が図られます。

一関地区広域行政組合では、平成26(2014)年1月から使用済小型家電を回収しています。

市民センター等の公共施設45か所に回収ボックスを設置しているほか、清掃センターにおいて、各家庭から不燃物として排出されたものから、対象となる小型家電を選別(ピックアップ)して回収を行っています。

市では毎年度、9月から11月にかけて各地域においてイベント回収を実施しています。



『使用済小型家電回収ボックス』

▶直近3年の実績

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計	単位：t
R 3 2021	7.97	28.39	6.90	43.26	
R 4 2022	8.31	26.06	7.10	41.47	
R 5 2023	8.45	26.78	4.87	40.10	資料 生活環境課

2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施しています。回収した古着は、ウエスなどとして利用されています。

▶直近3年の実績

年度	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023
回収量 t	25.4	21.8	19.8

資料 生活環境課



6 ごみ問題対策巡視員の取組

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用を促進するため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員457人が選任され、集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や、不法投棄の通報等の取組を行っています。

7 不法投棄の状況

不法投棄をなくすため、看板の設置などによる啓発活動を行うとともに、各地域の公衆衛生組合などが環境衛生パトロールを実施し、不法投棄廃棄物の回収を行っています。また、監視カメラを設置し、監視を強化しています。

今後も、粗大ごみ等の処理方法や不法投棄は犯罪であることの周知、ごみ問題対策巡視員などによる巡視を継続し、不法投棄の抑止を図っていきます。

▶直近3年の搬入量

年度	各清掃センターへの搬入量 (t)			家電リサイクル法対象不法投器物 (台数)			
	一関	大東	合計	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機	エアコン
R 3 2021	1.76	3.84	5.6	37	16	12	0
R 4 2022	1.34	4.00	5.34	35	13	24	0
R 5 2023	1.46	2.76	4.22	27	7	8	0

資料 一関地区広域行政組合、生活環境課

8 ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止など、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨てなどのないきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的として、平成19(2007)年6月1日に「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」が施行されました。

条例の趣旨を広く市民にアピールするため、市職員等による率先活動として、毎年5月下旬から6月上旬にかけて庁舎周辺などでポイ捨てごみの清掃活動を行っています。

このほか、監視カメラ、看板などによりポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけています。

基本方針4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり

1 景観形成に関する取組

市では、良好な景観まちづくりの推進を目的として、景観づくりに寄与する自主的な活動を行うと認められる団体を景観まちづくり（むらづくり）団体として認定しており、現在、4団体が認定されています。

- ▶ 一関市景観まちづくり（本寺地区景観むらづくり）団体

番号	団体名	景観計画	認定年月日
1	本寺地区地域づくり推進協議会	本寺地区	H19.11.30
2	(社)岩手県建築士会一関支部	一関市	H24.1.19
3	かやぶき民家を残す会		H24.3.8
4	NPO一関のなかなか遺産を考える会		H26.7.25

資料 都市整備課

2 公園緑地の整備状況

市では、市民の憩いの場、自然に親しむ場として、公園緑地の整備を行っています。

- ▶ 公園緑地整備状況 令和5（2023）年度実績

単位：ha

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	運動公園	総合公園	風致公園	市公園等	総数
公園数	72	5	2	4	1	3	1	26	114
(前年度比)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面積	10.9	5.3	9.4	34.5	21.2	66.7	1.1	34.2	183.3
(前年度比)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料 都市整備課

3 空家対策の状況

空き家の増加は、周辺的生活環境や景観の悪化、地域の魅力の低下などにつながることから、今後の地域づくりを進めていく上で、重要な課題となっています。

市では平成25（2013）年度から、活用できる空き家を有効に利用するため「空き家バンク制度」を実施しており、令和5（2023）年度は、空き家バンクへの登録が28件、成約が16件（16世帯45人）ありました。

また、令和5（2023）年度に特定空家等に認定していた1件を行政代執行により除却しました。

空家等に関する相談については、窓口での相談対応のほか、専門家を招いての相談会を2回開催し、103人から相談を受けました。なお、令和5（2023）年度から、支所巡回相談会を予約制のオンライン相談に変更しています。

また、空き家の相続や利活用に関するセミナーを1回開催しました。

基本方針 5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり

1 環境教育事業

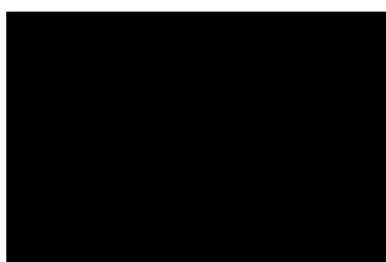
地球温暖化や身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

令和5（2023）年度に実施した環境教育事業は以下のとおりです。

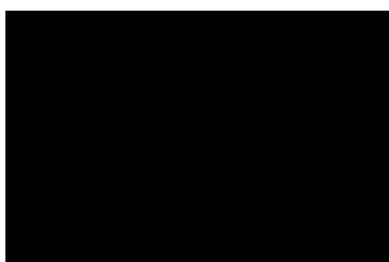
このほか、市や民間団体などが実施した事業は本報告書「資料編」を参照ください。

事業名	内容	対象	参加者数	主催
夏休みエコ体験教室	環境学習交流センターのスタッフによる、講義・リサイクル工作など	小学校4～6年生の児童、保護者	親子8組18人	生活環境課（一関市）
親子リサイクル体験教室	使用済み小型家電リサイクルを行う市内事業所の見学と、回収されたゲーム機を分解して貴金属の使用箇所を調べる		親子6組12人	一関工業高等専門学校 共催：ニッコー・ファインメック(株)、一関市
自然観察会	散策しながらの自然観察及びいちのせき健康の森の職員や県環境アドバイザーによる解説（7回開催）	全ての方	延べ104人	いちのせき健康の森（一関市）

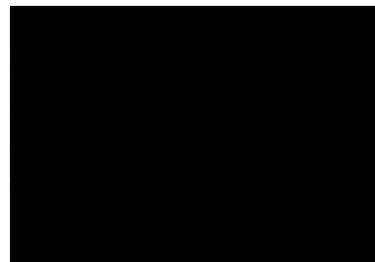
資料 生活環境課、いちのせき健康の森



夏休みエコ体験教室



親子リサイクル体験教室



自然観察会

2 小中学校での環境に関する取組

各小中学校では、総合的な学習の時間などを利用し、環境学習や児童会・生徒会を中心とした環境保全活動などに取り組んでいます。

令和5（2023）年度に実施した取組は、本報告書「資料編」を参照ください。

3 花いっぱい運動

個人、職場、地域などで取り組む「花いっぱい運動」は、地域の景観向上や景観に対する意識啓発に大きく寄与しています。

▶花いっぱいコンクール 令和5（2023）年度実績 資料 まちづくり推進課

部門	部	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
大規模花壇	地域	9	3	6	7	5	6	1	12	49
	学校・企業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	個人	0	0	2	0	0	2	0	2	6
	小計	9	4	8	7	5	8	1	14	56
一般花壇	地域	8	5	16	6	6	10	8	12	71
	学校・企業	4	3	3	0	0	2	0	2	14
	個人	1	1	1	1	0	2	0	2	8
	小計	13	9	20	7	6	14	8	16	93
プランター		3	1	0	0	1	1	1	0	7
チャレンジ	地域	2	2	0	2	2	1	1	1	11
	学校・企業	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	個人	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	小計	2	2	1	2	2	1	1	2	13
合計		27	16	29	16	14	24	11	32	169

4 公衆衛生組合連合会の取組

春（4月）と秋（10月）の一斉清掃は、各地域の公衆衛生組合連合会が中心となって、市内全域で実施されました。参加人数は38,770人でした。

このほかにも、各公衆衛生組合連合会において、清掃活動や環境パトロールなどが実施されました。

5 アドプト（養子縁組）協定の締結

市では、自治会や企業等の10団体とアドプト協定を締結し、身近な道路、公園などの保守管理を行っていただいています。

地域	里親（活動団体）	用紙（活動施設等）	締結年月日
千厩	天ヶ森自治会	市道広域千厩線	H18.3.8
	花貫自治会		H18.11.30
	南小梨自治会		H18.11.30
	ニッコー・ファインメック(株)	千厩おくたま親水公園	H19.9.8
一関	三光化成(株)東北事業所	市道沖線	H21.3.6
	南沢部落自治会	市道萩荘南沢線	H22.3.19
川崎	新町会	諏訪前地区児童公園、市道薄衣町裏線ほか	H27.12.4
川崎	高成自治会	高成児童公園、市道高成線ほか	H27.12.4
花泉	(株)舞石組、照盛・小沼環境保全会	市道館ヶ崎線	H29.9.11
一関	中里7民区自治会	市道後沢田線	R元.6.5

資料 生活環境課

「環境基本計画」指標の達成状況

下記表は、現状値と達成目標値を比較し、施策の進捗を示しています。

「環境基本計画」に掲げている指標の多くが、「一関市総合計画後期基本計画」の指標と同値であるため、「一関市総合計画後期基本計画」の目標年度である令和7年度を達成年度としています。

達成状況 27 項目中 7 項目で 目標を達成しています

基本方針1

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R1	R5	R7	%		
1	太陽光発電設備導入件数（10kW未満）	件	2,864	3,473	3,260	106.53	396件増 国の地球温暖化対策計画の中期目標から試算	生活環境課
2	二酸化炭素排出量	tCO ₂ /年	944,000 H29	830,000 R1	848,520	102.2	国の地球温暖化対策の中期目標から試算	生活環境課

基本方針2

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R1	R5	R7	%		
3	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数（BOD値）	河川	0	1	0	98.8	すべての類型指定河川で水質基準（BOD値）の達成を維持する	生活環境課
4	環境保全協定締結件数	件	169	178	187	95.2	18件増	生活環境課
5	1人当たりの公園面積	m ² /人	16.1	17.2	17.1	100.6	人口減少を踏まえ現状維持	都市整備課
6	1日当たりの一ノ関駅乗車数	人/日	4,312	3,915	2,600	150.6	感染症の影響を踏まえ現状のおおむね60%以上増	まちづくり推進課
7	拠点駅を結ぶ路線バスの乗車人数	人/年	181,801	120,078	163,000	73.7	感染症の影響を踏まえ現状のおおむね90%以上増	まちづくり推進課
8	市営バス、廃止路線代替バス、デマンド乗合タクシーの利用率	%/年	118.82	123.92	101.00	122.7	感染症の影響を踏まえ現状のおおむね85%以上増	まちづくり推進課
9	汚水処理人口普及率	%	67.4	72.8	82.1	88.7	14.7ポイント増	下水道課
10	間伐実施面積	ha/年	213	139.21	600	23.2	1,008ha/年（県が設置した一関市の目標）の約60%	林政推進課
11	再造林率	%/年	18.6	12.6	30.0	42.0	民有林（人工林）の皆伐面積に対し3割の再造林	林政推進課
12	燃料用木材生産量	BDt/年	30	74	98	75.5	68BDt増	林政推進課
13	水生生物調査参加者数	人	309	158	370	42.7	20%増	生活環境課

14	森林愛護少年団活動参加者数	人/年	2,382	359	2,382	15.1	現状維持	林政推進課
----	---------------	-----	-------	-----	-------	------	------	-------

基本方針 3

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 5	R 7	%		
15	1人1日当たりの排出量（一般廃棄物）	g/日	830	821	808	98.4	808g/日 一関地区広域行政組合作成の循環型社会形成推進地域計画の目標値	生活環境課
16	リサイクル率（一般廃棄物）	%	16.0	16.6	17.1	97.1	1.1ポイント増 一関地区広域行政組合作成の循環型社会形成推進地域計画の目標値	生活環境課
17	古着回収量	t	23.5	19.8	25.8	76.7	10%増	生活環境課
18	使用済小型家電資源化量	t	48.1	40.9	52.9	77.3	10%増	生活環境課
19	有価物集団回収参加団体数	t	330	291	348	83.6	毎年 3 団体増	生活環境課

基本方針 4

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 5	R 7	%		
20	景観まちづくり賞の表彰数	団体	24	40	34	117.6	計画期間中に表彰10件	都市整備課
21	長期優良住宅認定率	%	20.1	17.5	21.9	79.9	1.8ポイント増	都市整備課
22	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,638	26,551	29,000	91.6	おおむね 5 % 増	骨寺松園室
23	空き家バンク登録件数	件/年	37	28	30	93.3	毎年30件登録	交流推進課
24	木造住宅耐震改修工事助成件数	件	104	110	121	90.9	毎年 3 件増	都市整備課

基本方針 5

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 5	R 7	%		
25	花いっぱい運動参加者数	団体	150	169	150	112.7	現状維持	まちづくり推進課
26	一斉清掃参加者数	人	46,893	38,770	46,893	82.7	現状維持	生活環境課
27	アドプトプログラム協定締結団体数（市と締結）	団体	12	10	18	55.6	毎年 1 団体増	生活環境課

◇ 資料編 ◇

1 岩手県緑の少年団（森林（自然）愛護少年団）の取組

団体名	内容
興田自然愛護少年団	木工教室（24名）、環境ボランティアと花壇整備（8名）
東山森林愛護少年団	森林学習会（36名）、環境整備作業(209名)、野菜の苗植え（12名）
室根自然愛護少年団	室根山クリーン作戦（23名）、ひこばえの森植樹祭への参加（28名）

上記以外の市内団体は活動休止

資料：林政推進課

2 市・民間団体などが実施した環境に関する事業

地域	実施団体等	内容
一関	一関市	一関市SDGs推進講師派遣事業（6団体）
	黄金ロードふれあい協議会 報告：道路管理課	黄金ロードふれあい作戦（50名）…8月10日「道の日」、8月「道路ふれあい月間」による清掃活動
	一関地方有機農業推進協議会 報告：生産流通課	田んぼの学校（77名）…有機栽培に取り組む水田での田植え・稲刈り・草刈り体験、生物調査、収穫祭
	一関東工業団地企業連絡協議会 報告：工業労政課	工業団地内の一斉清掃（春・秋）
	山目地区まちづくり協議会	わくわくぼうけんジャー（20名）、もちつき体験と雪あそび（17名）
	中里まちづくり協議会	ホテルの観察会、沢登りに挑戦、旧中里中学校環境整備、特定外来生物駆除活動
	狐禅寺市民センター	こんこん山学級、狐禅寺子屋、女性学級スイートポテト、こぎつね学級、千歳大学自然観察会
	KMYプロジェクト実行委員会 報告：狐禅寺市民センター	川遊びまつりin滝沢川、リバースクール狐禅寺「サケの稚魚放流」
	滝沢地域振興協議会	国道284号線真滝バイパス区間環境整備（草刈り） 滝沢探検隊（瀧神社での自然観察など）
	真柴まちづくり協議会	奥州街道・旧鬼死骸村周辺環境整備（草刈り）
	厳美市民センター	女性教室「いきいき生活塾」"春の里山ウォーキング"（14名）
	本寺地区地域づくり推進協議会	水路維持保全ボランティア作業、骨寺村荘園遺跡コアゾーン内除草作業
	骨寺村ガイダンス運営協議会	須川と本寺の自然観察、布草履づくり
	萩荘文化協会 報告：林政推進課	尾花が森公園植樹祭（15名）
	萩荘地区まちづくり協議会 萩荘地区青少年健全育成推進協議会	水辺の楽校（77名）…久保川河川敷の環境整備
	舞川地域課題対策協議会	舞川530（ごみゼロ）運動（6名） 水辺の環境まつり（28名）

地域	実施団体等	内容
花泉	永井地域コミュニティ活性化協議会	クリーンウォーク（15名）、永井スポーツセンター整備事業（80名）、旧永井小学校整備事業（60名）
	涌津市民センター	学びの土曜塾「自然探検と沢遊びinマツルベ」（24名）、学びの土曜塾「いちのせき健康の森で雪遊び」（19名）
	油島なのはな協議会	旧油島小学校環境整備（2回103名）、道路をきれいにするプロジェクト（10集落 309名）
	老松みどりの郷協議会	ごみ分別促進ポスター掲示（13名）、環境講演会「地球にやさしくお得に暮らすために」（26名）、おいまつのびのびっ子クラブ「野鳥の観察」（2名）・「ホタルの観察」（15名）・「草花昆虫の観察」（6名）・「水生生物調査」（6名）
大東	摺沢市民センター	ヘルスアップウォーキング、自然観察会
	興田地区振興会	女性のための草刈相談会（9名）、身近な水環境の全国一斉調査（6名）、おきた星めぐり観望会（14名）、鮭稚魚放流（25名）、学びの土曜塾”特別編”昆虫ナイトツアー（28名）
	渋民市民センター	渋民探検隊…大東町各地区の自然などに触れる
	曾慶市民センター	ホタルを見つけに行こう！（自由鑑賞）
千厩	一関市	間伐材加工体験・森林学習事業（10名）
	奥玉振興協議会	キャンプ場びらきイベント「学びの土曜塾・あらたまウォーキング合同ごみ拾いウォーキング」（56名）
室根	室根市民センター	子ども土曜塾：星空観察会（12名）
	一関市観光協会 室根	室根山山開き、室根高原クリーン作戦
	室根町第12区自治会 NPO法人 森は海の恋人	森は海の恋人植樹祭 市外から参加 盛岡市立下橋中学校
川崎	一関市 報告：林政推進課	いちのせき里山林活用事業講演会（75名）
	一関地方農林業振興協議会林業部会 報告：林政推進課	一関地方育樹祭（51名）
	一関市川崎町女性部	米ぬかEM発酵液による河川浄化活動（各自治会女性部員）
	建設業協会 千厩支部 岩手県、一関市	道の日行事「国道284号等清掃作業」
	NPO法人 北上川サポート協会	海ごみ出前授業”講演”（盛岡市立大宮中学校 342名）、水辺のeco広場@マルシェ（300名）、てくてく☆ごみ拾い～川崎町は日本一きれいな町～（15名）、第38・39回北上川クリーン大作戦！（50名）、子育て支援いっすね「竹灯り作り体験」（27名）
川崎あじさい公園管理組合 報告者：川崎支所産業建設課	川崎あじさい公園補植作業（川崎中学校生徒が参加）	

地域	実施団体等	内容
川崎	高成自治会	市道・公園のごみ拾い、草刈、ガードレール清掃
	新町会	市道・公園及び周辺の草刈
	株式会社 小田島組 報告者：川崎支所産業建設課	道路等草刈りボランティア
藤沢	藤沢町住民自治会協議会	地域の宝活用事業「藤沢のお宝探しに行こう！」（17名）、成人事業「登山で自然を楽しむ」（11名）、ビューティフル藤沢整備事業「リサイクル集団回収事業」（年3回7千名）・「花壇整備事業」（2,400名）・「クリーンアップ一斉清掃（春季・秋季）」（3,369名）、農地・水徳田地区活動組織「ホタル鑑賞会」（100名）
	27区自治会 峙（とや）中山間集落	自然体験（ホタルの観察会）

上記以外にも各地域において、自治会による環境整備など取組が行われています。
参加人数は、わかる範囲で記載しています。

3 小中学校での環境学習

1) 小学校

地域	学校名	内容
一関	一関	ミニトマト栽培（2年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、サツマイモ栽培（特別支援学級）、プール清掃（3～6年）、学校花壇整備（美化委員会）
	山目	清掃センター・浄水場見学（4年）、プール清掃（5・6年）、栽培学習（全校）、総合「地域のごみ拾い」（5年）
	赤荻	栽培学習（2～4年・特別支援学級）、清掃センター・浄水場見学・稲栽培（5年）、プール清掃（5・6年）、資源回収（児童会）
	中里	秋探し（植物・昆虫）（1年）、ハウセンカ栽培・観察（3年）、へちま栽培・観察（4年）、浄水場・清掃センター・照井堰見学（4年）、宿泊学習での沢の生物調査（5年）、プール清掃（全校）
	滝沢	リサイクルプラザ・清掃工場見学（4年）、花・野菜栽培（全校）、プール清掃（全校）、EM菌作成（全校）、環境整備作業（PTA）
	南	サツマイモ栽培（1年・特別支援学級）、ミニトマト栽培・観察（2年）、へちま栽培・観察（4年）、清掃センター・浄水場・吸川放流路見学（4年）、プール清掃（5・6年）
	弥栄	EM菌作成（4年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、プール清掃・草取り作業・全校学校周辺の清掃活動（全校）、栽培学習（全校）
	萩荘	自然観察・体験（1・2年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、栽培活動（全校）、プール清掃・草取り（全校）、環境整備作業・資源回収（PTA）
	巖美	巖美溪巣箱清掃（6年）、巖美溪畔清掃（全校）、学校花壇整備（ボランティア委員会）
	舞川	プール清掃（4～6年）、球根掘り・植え（全校）、花の苗植え（全校）、資源回収（PTA）

地域	学校名	内容
花泉	花泉	水生生物調査（５年）、東北電力によるエネルギー出前授業（５年）、学校花壇の整備（整備）、プール清掃（全校）、資源回収（PTA）
大東	大原	水生生物調査（３年）、「かじかの里」石みがき（４年）、野菜作り（全校）、プール清掃環（全校）、境整備作業（PTA）
	大東	水生生物調査（３年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、森林学習会（５年）、プール清掃（４～６年）、農作物栽培（特別支援学級）
	興田	農作物栽培（１・２年）、鮭の稚魚放流（１～３年）、水生生物調査（３年）、花壇整備・クリーンセンター・浄水場見学（４年）
	猿沢	水生生物調査（４年）、地球温暖化を防ごう隊参加（４年）、脇田郷浄水場・清掃センター見学・北上川学習交流館で河川保全等学習（４年）、農作物栽培（全校）、プール清掃（全校）
千厩	農作物・植物の栽培（１～３年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、貴金属再生事業を行っている企業等への見学（４年）、プール清掃（５・６年）、環境整備作業（PTA）	
東山	農作物栽培（１～５年）、森林学習会（４年）、校庭の草取り・石拾い（全校）、学校花壇の整備（生活委員会）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）	
室根	水生生物調査（４年）、室根山クリーン作戦（５年）、花壇整備（５・６年）	
川崎	ホタル学習（３年）、水生生物調査（４年）、メダカ米栽培（５年）	
藤沢	藤沢	地球環境を守る（ごみ問題）（５年）、プール清掃（４～６年）、学校花壇の整備（１～３年環境委員会）、植物・農作物の栽培（全校）、資源回収（PTA）
	黄海	稲作・農作物栽培（５年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、花壇・環境整備作業（全校）、書き損じはがき・インクカートリッジ回収（全校）

2) 中学校

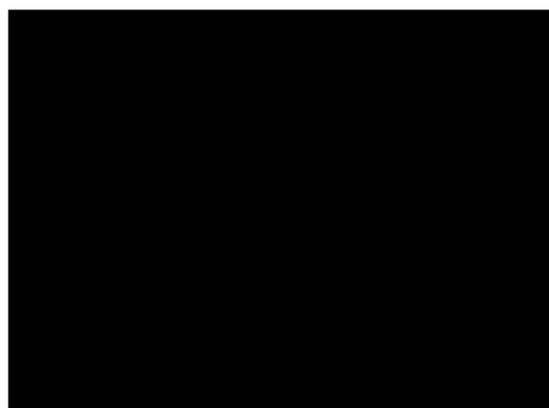
地域	学校名	内容
一関	一関	学校花壇の整備（総合文化部）、環境整備作業（PTA）、地域奉仕活動（生徒会）
	磐井	花火大会後の清掃地域奉仕活動（全校）、高田松原草刈り奉仕活動（全校のうち希望者）、ペットボトルキャップ回収（社会・科学部）、環境整備作業（全校・PTA）
	一関東	地区奉仕活動（全校）、牛乳パック回収（全校）、プール清掃（全校）、資源回収（生徒会）、環境整備作業（PTA）
	桜町	地域奉仕活動（１年）、学校花壇の整備・野菜栽培（特別支援学級）、吸川の水生物調査（情報科学部）、牛乳パック回収（生徒会）
	萩荘	地球温暖化について（３年）、資源回収（PTA）、環境整備作業２回（PTA）
	巖美	巖美溪畔清掃・資源回収・プール清掃・書き損じはがき回収（全校）、環境整備作業（全校・PTA）

地域	学校名	内容
一関	舞川	530（ごみゼロ）運動（全校）、環境整備作業（全校・PTA）、資源回収活動（PTA）
	花泉	ペットボトルキャップ回収（全校）、学校花壇環境整備（PTA）
	大東	プール清掃（全校）、環境整備活動（PTA）
	千厩	過去に植樹した木々の枝打ち作業（3年）、書き損じはがき回収・環境整備作業（全校・PTA）
	東山	緑のサヘル講演会（2年）、農作物の栽培（特別支援学級）、ガードレール清掃（全校）、資源回収（PTA・3年）、環境整備作業（PTA）
	室根	花壇づくり・整備（全校）、プール清掃（全校）、廃油石鹸づくり（保健委員会）
	川崎	アジサイ植樹（3年）、花火大会後の清掃活動（全校）、親子草刈り作業・資源物回収（PTA）、親子草刈り作業・資源物回収（PTA）
	藤沢	ミニトマトの栽培（1年）、農園・花壇作り（特別支援学級）、学校花壇の整備（全校）

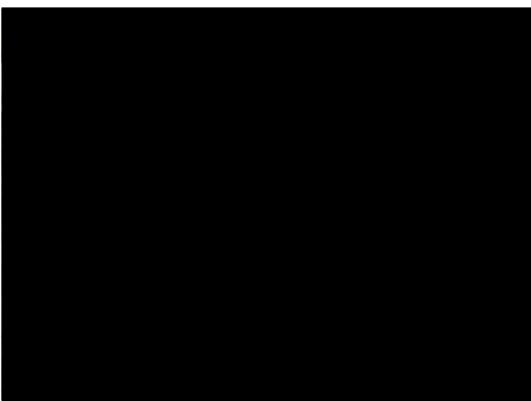
資料：各小中学校



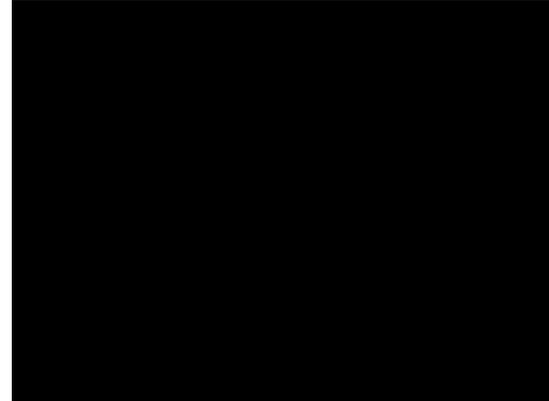
千厩中学校「過去に植樹した木々の枝打ち作業」



猿沢小学校「水生生物調査」



一関地方有機農業推進協議会「田んぼの学校」



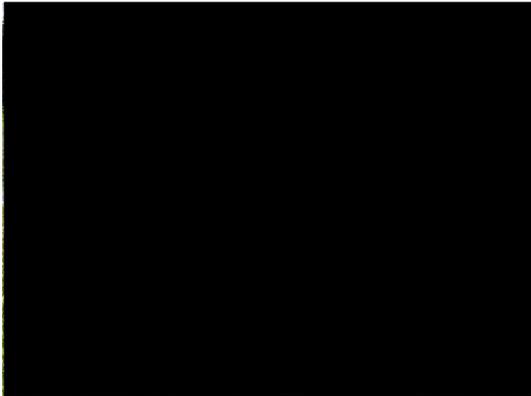
磐井中学校「高田松原草刈り奉仕活動」



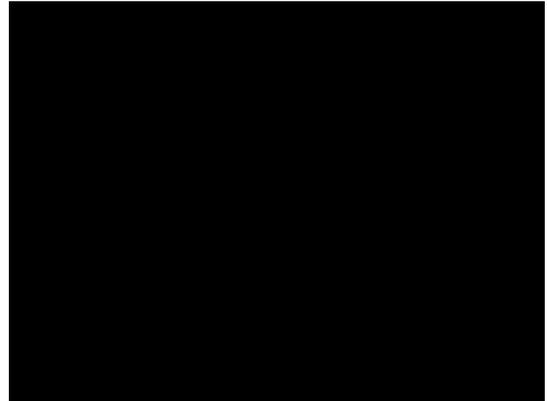
黄金ロードふれあい協議会「黄金ロードふれあい作戦」



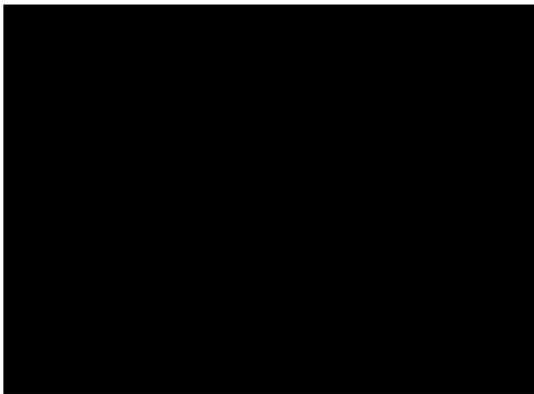
一関地方農林業振興協議会林業部会「一関地方植樹祭」



舞川地域課題対策協議会「舞川530（ごみゼロ）運動」



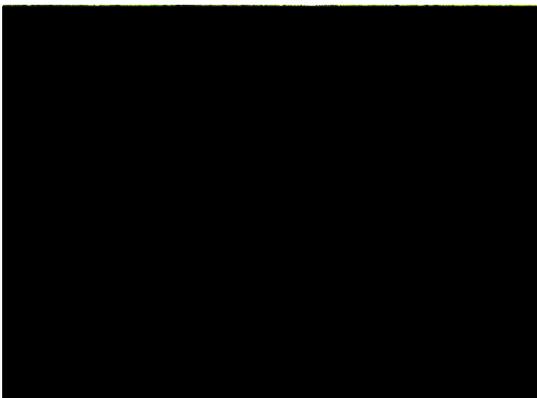
舞川中学校「舞川530（ごみゼロ）運動」



葦美市民センター「春の里山ウォーキング」



永井地域コミュニティ活性化協議会「クリーンウォーク」



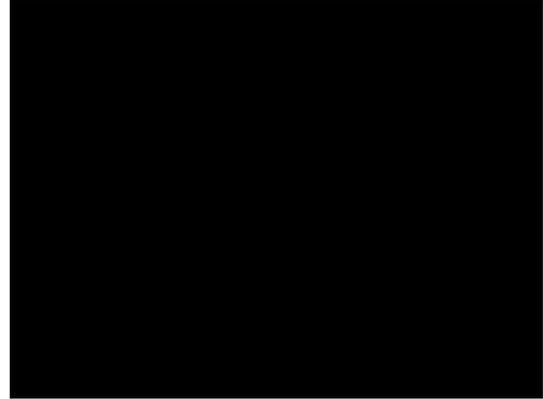
涌津市民センター「自然探検と沢遊びinマツルベ」



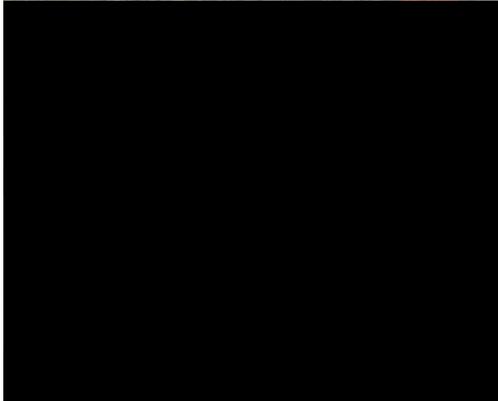
老松みどりの郷協議会「環境講演会」



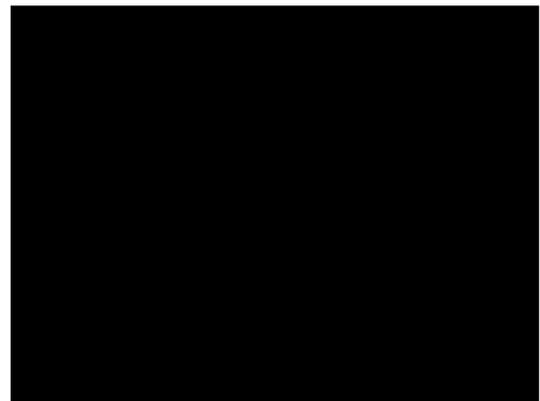
興田興田地区振興会「鮭稚魚放流」



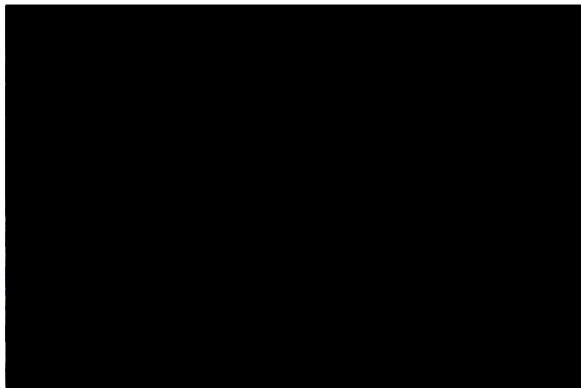
赤荻小学校「稲栽培」



川崎小学校「水生生物調査」



黄海小学校「稲作・農作物栽培」



巖美中学校「巖美溪畔清掃」

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条－第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条－第21条）
- 第4章 環境審議会（第22条－第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境策定を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(公共的施設等の整備及び事業推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第16条 市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図

るように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施・監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境保全における相互協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属している者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長を 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第 28 条 第 22 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成 19 年 3 月 22 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第 6 条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第 7 条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

■発行 一関市 市民環境部 生活環境課

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-8331 (直通)

FAX 0191-21-2101

MAIL seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

市HP <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>